

整理番号 30

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年11月26日	支出額	149,495 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所家賃・12月分 (事務所15000、駐車場10000、共益費3000、 +105円(手数料) † 消費税増税分3000×90%=149495)		

領収書等貼付欄	無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部
事務所家賃 (株)横田ハウジング 武蔵野銀行 深谷支店 70216946	

振込日	2020/11/26
振込依頼人名	エハラ クミコ
金融機関	武蔵野銀行
支店 / 出張所	深谷支店
預金種目	普通
口座番号	0216946
お受取人名	カ. ヨコタハウジング
振込金額	166,000 円
手数料	105 円

† (注) ①領収書の発行、②宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書(更新)

平成31年4月15日

物件名称 Y's Precious I 101 号室
 所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号
 賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング
 賃借人 (乙) 江原 久美子
 連帯保証人 (丙)
 敷金 450,000 円 更新料 更新料:新賃料1ヶ月
 新契約期間 平成31年4月16日から 令和4年4月15日迄
 新家賃 150,000 円 共益費 3,000 円
 駐車場 5,000 円 駐車場2台目 5,000 円
 賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと
 期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年4月16日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

賃貸人(甲) 住所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏名 株式会社横田ハウジング

賃借人(乙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 江原久美子

連帯保証人(丙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 実印

※賃料振込先※ [REDACTED]

2019年9月吉日

物件名 Y's Precious I 101 契約者 江原 久美子 様

消費税率の変更に伴うお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月より施行される、消費税率の変更に伴うお知らせです。

- ・ 消費税率について10月から家賃の消費税率が10%になります。

(現家賃) 8%時の家賃

163,000円 (税込)

(変更後家賃) 10%時の家賃

166,000円 (税込)

- ・ 消費税率の変更時期

2019年11月分家賃(10月末にお支払い頂く家賃)から

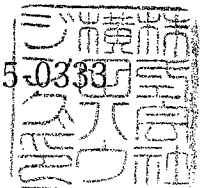
適用となります。

自動引き落としの手続きをされてる方は、金額の変更手続きもお願いいたしま

す。

ご不明点等ございましたら当社までご連絡をお願いいたします。

(株) 横田ハウジング 048-575-0333



この契約の締結を証するため本契約書 式通を() 当事者記名押印の上、
甲乙各巻通を保有する

平成 28 年 4 月 16 日

甲 (貸主) 住所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏名 株式会社横田ハウジング

乙 (借主) 現住所

フリガナ エイハウ アサコ

氏名 江原ス美子

勤務先社名 埼玉県議会

自宅TEL
会社TEL

勤務先所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

連帯保証人 住所

氏名

勤務先社名

自宅TEL
会社TEL

勤務先所在地

連帯保証人 住所

氏名

自宅TEL
会社TEL

勤務先社名

勤務先所在地

媒介業者 埼玉県知事 (5) 第016662号

埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

横田ハウジング

取引士登録番号

取引士氏名

取引士登録番号

取引士氏名

店舗事務所用建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主 (以下「甲」という。) 及び借主 (以下「乙」という。) は、頭書(1)から(6)に記載する賃貸借の目的物 (以下「本物件」という。) について、以下の条項により賃貸借契約 (以下「本契約」という。) を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(7)に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対し第17条に定める通知を行わないときは、同一条件でさらに3年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を頭書(4)の目的 (業種) にのみ使用する。

(賃料)

第4条 乙は、頭書(8)及び(9)の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

2 1ヶ月に満たない期間の家賃は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合。
- (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合。
- (3) 近隣同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合。

(公租公課)

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(消費税)

第6条 乙は、法令の定めるところに従い、賃料、管理・共益費等について消費税を支払わなければならない。

尚、契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税が適用され、以後の賃料、管理・共益費等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことをあらかじめ承認する。

(駐車場)

第7条 乙は、駐車場を使用する場合、頭書(8)記載の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

2 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。(諸費用の負担)

第8条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

- (1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。
- (2) 町内会費等。

(敷金)

第9条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(8)に記載する敷金を甲に無利息にて預け入れるものとする。

(1)所在地	埼玉県深谷市西島5丁目8番17号		
(2)物件	(名称) Y' s Precious I	1階	101号室
(3)種類	共同住宅(マンション)		
(5)構造	鉄骨造陸屋根3階建	築年月	平成28年4月
	契約面積	敷地面積	341.4㎡
(6)面積	専用使用面積	50.45㎡	駐車場No.
	共有面積	50.45㎡	
	駐輪場面積	㎡	
	その他使用可能な面積 (別紙図面添付)	㎡	
(7)契約期間	平成28年4月16日より平成31年4月15日までの3年 *ただし、第2条により更新することができる。		
(8)賃料等 (消費税込)	賃貸料(月額)	150,000円	
	共益費(月額)	3,000円	
	駐車料(月額)	敷	金(3ヶ月分) 450,000円
	駐車場料 2台目(月額)	5,000円	金(3ヶ月分) 450,000円
	合計(月額)	163,000円	
(9)支払期日	上記の賃料等は、下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
(10)支払方法	振込		
(11)振込先	銀行名	支店名	預金口座番号 受取名義人
(12)受取人住所	埼玉県深谷市上柴町西4-6-8 電話 048-575-0333		

(13) [緊急連絡先]		
氏名	住所	借主との関係
名称		

[特記事項]

更新料：新賃料1ヶ月

平成28年4月16日

物件名 Y' s Precious I 101号室

フリガナ 江原 久美子

江原 久美子 様

(株)横田ハウジング
埼玉県深谷市上柴町西4-6-8
TEL 048-575-0333
FAX 048-575-0330

整理番号 249

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年11月27日	支出額	5,000 × 0.9 4,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	----------	-----	---

使 途	政務活動用車両駐車場代金
-----	--------------

領収書等貼付欄

無所属県民会議

店番 口座番号



無所属県民会議 白岡支部様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



RESONA

※ 領収書は 202-11-27 振替 *5,000 SMBC(カネヒト)

(別紙には領収書(控え)を貼りこむ)


※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

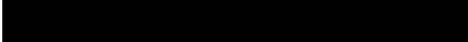
駐 車 契 約 書


パークシティ白岡全体管理規約（以下「規約」という。）第14条にもとづき、パークシティ白岡の区分所有者共同の利益のために管理者パークシティ白岡全体管理組合（以下「甲」という。）は 岡重夫（以下「乙」という。）と後記表示駐車場棟（以下「駐車場」という。）の利用を目的とする駐車契約を締結する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

2019年6月21日

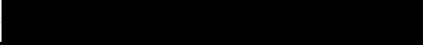
甲 埼玉県白岡市小久喜675番地の1
パークシティ白岡全体管理組合
理事長 

駐車場番号 () 番

乙 住所 埼玉県白岡市小久喜675-1
(A・B・C)棟 パークシティ白岡B306
306号室区分所有者
氏名 岡重夫 印 

サイズ (A ・ B ・ C ・ D ・ 軽)

車 名 トヨタ プリウスα

車両登録番号 

第1条 甲はその管理にかかる駐車場の上記指定位置に、乙の上記自動車を駐車させる。但し、指位置に駐車可能なサイズ（付属物等を含む）は、次の数字以下とする。

サイズ	車高 (mm)	車幅 (mm)	全長 (mm)
A	2,100	1,700	5,000
B	2,100	1,700	4,800
C	2,100	1,700	4,670
D	2,100	1,800	5,000
軽	2,100	1,700	4,200

第2条 前条の駐車料金（以下「駐車場使用料」という。）は自動車1台分月額金 5,000 円也とす
 2. 乙は本契約締結と同時に前項の駐車場使用料は、パークシティ白岡棟別管理規約第68条に従い甲または甲の指定する者に支払うものとする。但し、1ヶ月未満の駐車場使用料は日割計算による
 3. 駐車場施設の改善、または租税公課の増徴、物価の騰貴等により第1項の駐車場使用料が不相当なときは、甲は契約期間中であっても乙に対して規約第53条にもとづき、駐車場使用料を改することができる。

第3条 乙は駐車場を乙の上記自動車の駐車のみで使用し、それ以外の用途に供しない。
 2. 乙は別に定めるパークシティ白岡全体使用細則ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。
 第4条 乙は駐車に関する乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。
 2. 乙は、乙の所有する住宅部分を譲渡または貸与する相手方が同居する家族であるときは、規約第14条にもとづき駐車場を甲と新たに駐車契約することにより使用することができる。

3. 乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。
4. 前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

2. 乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第7条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第8条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第9条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規約に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第10条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にもかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに依らず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第11条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第12条 本契約期間は、~~2020年12月31日~~ 月 ~~31~~ 日から 2020年12月31日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~2020年12月31日~~ 月前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。本契約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第13条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。


以上

整理番号 251


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年11月27日
支出額	57,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 68,000 × 0.85)
使途	事務所家賃
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡重夫  印

第4回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表 示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	壹ヶ月	[REDACTED]
	68,000円也	

貸主 [REDACTED] を甲として、借主 無所属県民会議白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃借料を以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2019年9月1日より2022年8月31日 迄向う3カ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条（第5条・第6条）の各規定に違反した場合。
 2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。

9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還すること。

10条 (特約条項)

- 家賃振込先 [REDACTED]
- 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ガスは乙側の業者とする。
- 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各一通宛を所持する。

2019年7月17日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 白岡市小久喜1203-1
 無所属国民会議白岡支部
 氏名 岡重夫 (印)

帯保証人 住所 _____
 氏名 _____ (印)

仲介人 住所 〒319-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1
 有限会社 田口住宅
 代表取締役 吉岡由隆
 氏名 TEL0480-92-7788 FAX0480-93-1355 (印)

取引主任者 登録番号 [REDACTED] (印)

新業用貸借契約書

貸主 (以下「甲」という。)

借主 (以下「乙」という。)

以下乙は、この契約書により借主が借主の責任を負担する旨を記載した。

借主 (以下「乙」という。)

名称	バーナハイム信託 1F 事務所	所在地	
所在地	(住居兼用) 戸田町本町1-21-3		
種類	(業務用) 戸田町本町1丁目1206号地		
面積	約 3,880 m ²		
用途	事務所		
取得方法	一括借付		
付属施設	エレベーター		

借主 (以下「乙」という。)

名称	バーナハイム信託 1F 事務所	所在地	
所在地	(住居兼用) 戸田町本町1-21-3		
種類	(業務用) 戸田町本町1丁目1206号地		
面積	約 3,880 m ²		
用途	事務所		

借主 (以下「乙」という。)

名称	バーナハイム信託 1F 事務所	所在地	
所在地	(住居兼用) 戸田町本町1-21-3		
種類	(業務用) 戸田町本町1丁目1206号地		
面積	約 3,880 m ²		
用途	事務所		

借主 (以下「乙」という。)

名称	バーナハイム信託 1F 事務所	所在地	
所在地	(住居兼用) 戸田町本町1-21-3		
種類	(業務用) 戸田町本町1丁目1206号地		
面積	約 3,880 m ²		
用途	事務所		

借主 (以下「乙」という。)

名称	バーナハイム信託 1F 事務所	所在地	
所在地	(住居兼用) 戸田町本町1-21-3		
種類	(業務用) 戸田町本町1丁目1206号地		
面積	約 3,880 m ²		
用途	事務所		

借主 (以下「乙」という。)

名称	バーナハイム信託 1F 事務所	所在地	
所在地	(住居兼用) 戸田町本町1-21-3		
種類	(業務用) 戸田町本町1丁目1206号地		
面積	約 3,880 m ²		
用途	事務所		

借主 (以下「乙」という。)

借主 (以下「乙」という。)

借主 (以下「乙」という。)

借主 (以下「乙」という。)

名称	バーナハイム信託 1F 事務所	所在地	
所在地	(住居兼用) 戸田町本町1-21-3		
種類	(業務用) 戸田町本町1丁目1206号地		
面積	約 3,880 m ²		
用途	事務所		

借主 (以下「乙」という。)

借主 (以下「乙」という。)

名称	バーナハイム信託 1F 事務所	所在地	
所在地	(住居兼用) 戸田町本町1-21-3		
種類	(業務用) 戸田町本町1丁目1206号地		
面積	約 3,880 m ²		
用途	事務所		

借主 (以下「乙」という。)

借主 (以下「乙」という。)

名称	バーナハイム信託 1F 事務所	所在地	
所在地	(住居兼用) 戸田町本町1-21-3		
種類	(業務用) 戸田町本町1丁目1206号地		
面積	約 3,880 m ²		
用途	事務所		

覚書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) と借主 金野桃子 (以下「乙」という) は、
下記物件に付き、下記条項を合意したので覚書とする。

甲と乙は本覚書を2通作成し、それぞれ署名・捺印し各自保管するものとする。

記

1. 甲と乙は、下記物件の月額賃料を2019年10月分(2019年9月末日までに支払い分)より50,000円(別途消費税)に変更することを承諾する。
2. 甲と乙は、本覚書に記載なき事項は、原契約に定めるところによることを確認する。

【物件概要】 所在地 埼玉県戸田市本町1-21-8
 名称 パークハイツ熊木
 号室 1階(事務所)

以上

2019年9月30日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

借主 住所 戸田市本町1-21-8-1A

氏名 金野桃子

整理番号 175

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年11月27日	支出額	65,394 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃借料
-----	--------

領収書等貼付欄

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
02-11-27 送金	*72,660	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

③ 事務所賃借料 ⑤ 石川忠義

72,660 (72,000 家賃、7660 手数料) × 0.9 = 65,394

政務活動費に使用割合が 9/10 にあてず

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書【更新】

貸主： [REDACTED] (以下「甲」という)と
 借主： 石川 忠義 (以下「乙」という)及び
 連帯保証人： [REDACTED] (以下「丙」という)は、
 下記の物件(以下「本物件」という)について下記の内容及び契約諸条項を取り決めて、
 建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	コバヤンビルB棟			2 階	201 号室
	所在地	(住居表示) 〒 346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目4-30				
		(登記簿)	家屋番号			
	種類	貸店舗・事務所(一部)		構造・階数	鉄骨造 2 階建	
	面積	39.68 m ²		間取	0	
	物件の所有者	住所	〒 [REDACTED]			
		氏名	[REDACTED]			
物件の管理者	住所	〒 346-0016 埼玉県久喜市久喜東2丁目4-1				
	氏名	株式会社フジハウジング				
	電話	0480-26-4568				

使用目的 事業							
借主	フリガナ	イシカワ タダヨシ			電話番号	[REDACTED]	
	氏名	石川 忠義			携帯電話	[REDACTED]	
	生年月日	1969年12月5日			性別	男性	
	勤務先名	埼玉県議会					
	勤務先電						
連帯保証人	フリガナ	[REDACTED]			電話番号	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]			携帯電話		
	性別	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]	続柄	[REDACTED]	
	勤務先名						
	勤務先電						
月額	家賃	72,000 円	消費税込	敷金	2 ヶ月分	144,000 円	
	共益費	0 円		礼金		円	
	駐車料	0 円		保証金		円	
		0 円		駐車敷金		円	
		0 円		駐車礼金		円	
		0 円		駐車保証金		円	
	月額合計	72,000 円	消費税込	敷引		円	
更新料	新家賃の 1 ヶ月分		更新事務手数料	新家賃の 0.5 ヶ月分+消費税			
火災保険	日新火災海上保険株式会社		=29,210 円				
保証金の償却	建物明渡時	円		16,230			
	契約更新時毎	円					
(補填は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)							
契約期間	始期	2018年5月21日		から	3 年 0 ヶ月		
	終期	2021年5月20日		迄の			
解約予告	解約の効力は、乙が解約の申し入れをした日から						2 ヶ月の経過をもって発生する
家賃、管理・共益費等、及び駐車料等の支払方法並びに支払期限	金融機関	[REDACTED]		銀行	支店	[REDACTED] 支店	
	口座	[REDACTED]		口座番号	[REDACTED]		
	名義人	[REDACTED]					
	持参先						
翌月分を毎月 末 日までに 振込							

整理番号	156
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2020年11月27日	支出額	100,800 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	12月分賃料		

領収書等貼付欄

- ③12月分事務所賃料
- ⑤並木まさとし県政事務所

※ 領収書は重ねて貼る
 ※ 領収書を貼るスペース
 (別紙には整理)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
38005	02-11-27	11:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥112,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		生体認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人	サイタマリツナ
	コウノス
	普通 1441166
	1)アオキハイツ様
登録番号 0002	
ご依頼人	ナミキ マサツク様
	電話番号 [REDACTED]
取扱番号 270002	

印紙税申告納付済
付子と浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しています。 →

112,000 × 0.9 = 100,800
 政務活動に使用する割合が9/10であるため

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)と借主 並木 正年
 (以下「乙」という)と連帯保証人 XXXXXXXXXX (以下「丙」という)とは、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	青木ハイツ店舗			階	B
	所 在 地	(登記簿) 鴻巣市本町三丁目2355番地8				
		(住居表示) 鴻巣市本町三丁目2番19号				
	種 類	店舗	家屋番号	2355番8		
	構 造	鉄骨造				
	面 積	専有	49.68 m ² (約 15.02坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)	
		バルコニー	m ² (約 坪)	/ 地下0階付 2 階建		
物件の所有者	(住所)	XXXXXXXXXX				
	(氏名)	XXXXXXXXXX				
(2) 賃借条件	使用目的	店舗 事務所				
	賃 料	月額 108,000 円(うち消費税 8,000 円)	敷 金 (更新時積み増し金)	(賃料の 1ヵ月分) (金額) 100,000 円		
	管 理 費	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(金額) 円		
	共 益 費	月額 0 円(うち消費税 0 円)				
	駐 車 料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼 金			
	付属施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権 利 金			
	水 道 料	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	更 新 料	新賃料の 0.5ヵ月分		
	保 險 料	総額 17,000 円(うち消費税 円)		新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)		
	保 証 金	0 円 (3.3㎡当たり) 預かり済み	更 新 手 数 料	新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		保 証 料	円	
	保証金の償却	・建物明渡し時に %	・契約更新時毎に %			
		(総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他	(総額) 円 (うち消費税) (円)		(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)	
	契約期間	平成31年05月18日 から 平成33年05月17日迄の 2年 0ヵ月 0日間				
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から ヵ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
	振込先	XXXXXXXXXX			振込金額合計 (振込料は乙の負担とする) 110,000 円	
	口座名義人	XXXXXXXXXX			(税金改定まで)	
翌月分を毎月 末 日迄に貸主指定口座へ振込。(賃料前払い)						

整理番号 11-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2年11月30日	支出額	65,952 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃借料 12月分
-----	-------------

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

82,000円+440円=82,440円
(振込料)

82,440×80%=65,952円

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため80%の按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
40475	02-11-30	12:36
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥82,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		破 認 証
円 千 円		円

お振込明細またはご案内
お受取人
三菱UFJ銀行
ヒカクマツヤマ
普通 0272630
イセト-カ様
登録番号 0010
マツサカ ヨシヒロ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400617
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

11-2

事業用建物賃貸借契約書(更新用)

貸主 株式会社 鹿海店舗北 (以下「甲」という)と借主 松坂 直浩 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約書」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約締結のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

名称	鹿海店舗北		階	1階
所在地	(所在地) 東松山市箭弓町3丁目3-13			
種類	店舗	家屋番号		
構造	木造			
積算面積	専有面積 (約)	12.00坪	その他使用可能面積 (約)	㎡ (坪)
物件の所有者	(住所) 鹿海店舗北	(氏名)		
使用目的	店舗			
賃料	月額	80,000円(うち消費税 0円)	敷金	(賃料の3ヵ月分) 240,000円
管理費	月額	2,000円(うち消費税 0円)	敷金	(更新時預み増し金) 円
共益費	月額	0円(うち消費税 0円)	礼金	円
駐車場料	月額	0円(うち消費税 0円)	権利金	円
付属施設料	月額	0円(うち消費税 0円)	更新料	新賃料の1ヵ月分
保険料	月額	0円(うち消費税 0円)	更新手数料	(総額) 11,000円 (うち消費税) 1,000円
保証金	0円	預かり済み	保証料	円
敷金・保証金の返還期	本物件の明渡し後、建物明渡し時に、更新時は、借主が解約の申し込んだ日から30日以内に借主に返還する。			
保証金の償却	(総額) 円 (うち消費税) 円 (総額) 円 (うち消費税) 円			
契約期間	2024年01月01日 から 2024年09月30日	延の3年0ヵ月0日		
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申し込んだ日から3ヵ月の経過をもって発生する。			
賃料・管理費・共益費・駐車場料及び、雑費・付加価値等の支払方法並びに支払期限	持参先 (住所) 株式会社 鹿海店舗北 (氏名) 松坂 直浩			
振込先	株式会社 鹿海店舗北 (振込料はこの費用とする) 82,000円			
翌月分を毎月28日迄に前払(翌月分前払)し、振込の場合、日までに入金確認できるものとする。				

付属施設	No.	No.
番号	No.	No.
その他	No.	No.

郵便物の引渡し並びに物件の引渡し日

ポストボックス

本賃貸借契約期間満了に際して、更新する時、賃借人は新賃料の1ヶ月分の更新料を支払う。

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。
令和3年8月30日

住所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町1丁目1番15号	借主・甲	〒 [] 埼玉県東松山市大字正代1179	借主・乙
電話番号	0493-21-1000	代表取締役 中村ツタ子	代表取締役 松坂直浩	
氏名	伊セトー株式会社	代表取締役 中村ツタ子	代表取締役 松坂直浩	
乙の連帯保証人	〒 [] (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (郵便番号)	〒 [] (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (郵便番号)	〒 [] (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (郵便番号)	

緊急時の連絡先	(住所) (氏名) (電話番号)	(乙との関係)
媒介業者	埼玉県知事(1) 第23789号 埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階 伊セトー株式会社	媒介業者
免許番号	主たる事務所 代表者	登記番号 氏名 事務所所在地 電話
代表者	中村 ツタ子	伊セトー株式会社 埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階 0493-21-1000
代表者	松坂 直浩	伊セトー株式会社 埼玉県東松山市大字正代1179 0493-21-1000

整理番号 12-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2年11月30日	支出額	8,800 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R2. 12月分		

領収書等貼付欄 **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R2. 12月分 (事務所来客者用)

11,000円 × 80% = 8,800円

政務活動に使用する割合が80%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号		
0017				
取扱店	お取引日	時刻		
40475	02-11-30	12:36		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥11,000	¥0		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳		印紙税	C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)		
円	円	円		

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマリナ
ヒカ`シマツヤマ
普通 4502906
カ)サンアイト`ウサツ様
登録番号 0003
マツサ`カ ヨツヒロ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 500035

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

12-2

駐車場使用契約書 (第3回更新)

貸主 株式会社 松坂 喜浩 (以下「甲」という)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	東松山市箭野町1丁目5251-1
名称	箭野町第一駐車場
指定場所 No.	■

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2ヶ月間
目的物件の引渡し時期	令和 年 月 日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000 円 (別途消費税相当額 1,000 円)
敷金	金 10,800 円

支払期限: 毎月末日までに 当月分・翌月分を支払う

1. 口座振替	金融機関: ■
2. 振込み	口座番号: ■
	口座名義人: ■
	TEL: ■

※振込による手数料は借主の負担とする

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 ■
	住所 ■

管理業者	商号又は名称 株式会社三愛不動産
所在地	東松山市箭野町一丁目11番4号 TEL. 0493-22-8118
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 ■
	住所 ■

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名 ■
	住所 ■
	電話番号 ■

頭書(7) 更新に関する事項
更新時、乙は事務手数料と、新賃料の1/2 (消費税別)を甲へ支払うものとする。

頭書(8) 特約事項

振込及び自動振替の手数料は乙の負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 9 月 3 日
《代理人》

甲・貸主	氏名 ■	株式会社三愛不動産
	住所 ■	東松山市箭野町一丁目11番4号
	番号 ■	TEL ■
乙・借主 (法人の場合)	代表者名 ■	◎
	住所 ■	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松坂喜浩	TEL 0493-24-3704
	住所 東松山市大字正代1179	
	氏名 ■	印 ■ TEL ■
丙 連帯保証人	住所 ■	
	氏名 ■	
	電話番号 ■	円
宅地建物取引業者	商号(名称) 株式会社三愛不動産	代表者 代表取締役 水谷孝太郎
	事務所所在地・TEL 東松山市箭野町一丁目11番4号	0493-22-8118
	免許証番号 埼玉県知事 (6) 第 17553 号	
	氏名 ■	登録番号 ■
	業務に従事する事務所名 株式会社三愛不動産	
	事務所所在地 東松山市箭野町一丁目11番4号	0493-22-8118
	TEL ■	

整理番号 13-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2年11月30日	支出額	12,800 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R2. 12月分		

領収書等貼付欄 **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R2. 12月分 (事務所員用)

8,000円×2台=16,000円

16,000円×80%=12,800円

政務活動に使用する割合が80%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
40475	02-11-30	12:37
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥16,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 (印紙)
円 千 円 千 円 千		円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0007

マツサカ ヨシヒロ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 300002

印紙税申告納付につき簿和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

整理番号 122

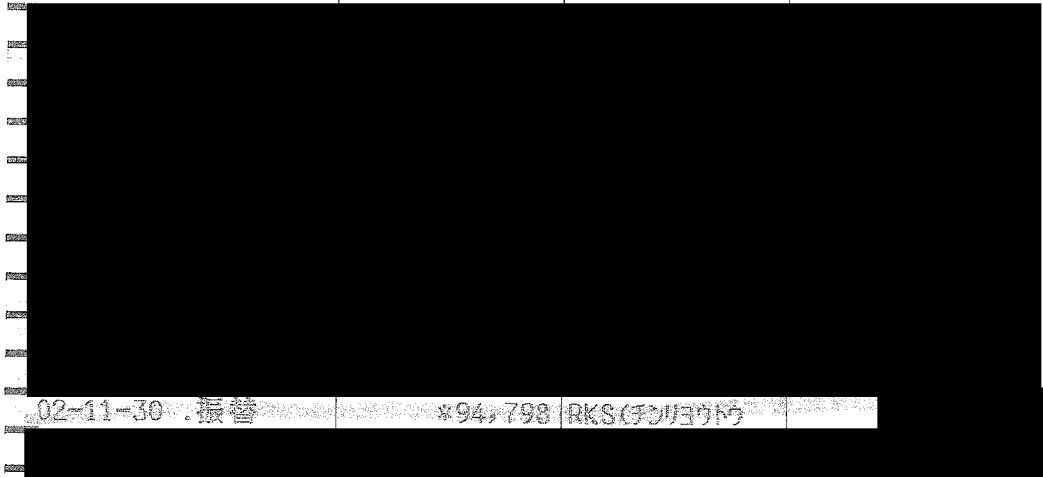
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 2年11月30日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">85,318 円</p>	<p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	---	--------------------------

<p>使 途</p>	<p>事務所賃料 (令和2年12月分)</p>
------------	-------------------------

領収書等貼付欄



○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義 八子朋弘

94,798 × 0.9 = 85,318

政務活動に使用する割合が 90 %であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。


整理番号 123

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年12月6日	支出額	198 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	来客駐車場使用料		

領収書等貼付欄



駐車券↑
タイムズ24株式会社
マルエツみずほ台店
駐車場
0120-70-8924

20-12-06	1-0094 14:39
精算12-06	15:24
駐車時間	45分
駐車料金	220円
割引	0円
領収書	
前払	0円
現金	220円
釣銭	0円
NO. 394985	

⑤ 八子 朋弘

220 × 0.9 = 198

政務活動に使用する割合が 90 % であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 259

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 ⑧:旅費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2年12月8日	支出額	1,320 × 0.25 1122 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	---

使途	マツ代金(事務所)
----	-----------

領収書等貼付欄 **無所属県民会議**

DUSKIN 納品・領収書 No. 174786

ダスキン愛の店フランチャイズ 〇〇〇〇店

ダスキン 武 〇〇〇〇

〒349-0217 白岡市小久保 〇〇〇〇

TEL 0480-92-0285 FAX 0480-92-0646

発行日 2年12月8日

商 品 名	納品数	単 価	金 額	回収数	今回残
マット G	1		1,320		

次回お届け予定日 〇〇月〇〇日

お買上げ額 内消費税額 領収額 1,320 円

印紙 5万円以上 貼付

上記正に領収致しました。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 14

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	R2年12月15日	支出額	90,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所 賃料 12月分
----	-----------------

領収書等貼付欄

政務活動費 9割負担

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
021215	0121268	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
9317		口座番号
時刻	税込手数料	お取引金額
23.31	¥550*	¥100,000*
お取引できない場合	残高	

ご案内	*****	*****
お振込先は	*****	*****
ご依頼人は		
オカムラ コリコ様		

政務活動事務所
賃料 12月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と 岡村 ゆり子 以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	Weアオキビル 2階		
	所 在 地	(住居表示) 川口市青木2-9-26		
		(登記簿) 川口市青木二丁目146番地6、146番地5		
	構 造	鉄骨造/陸屋根/3階建の2階部分		
	種 類	事務所倉庫	新築年月	平成20年1月
	面 積	63.74㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和1年 11月 1日 から 令和4年 10月 31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年 11月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000円	敷 金	200,000円	家 財 保険料	借主で加入
礼 金	100,000円	仲介 手数料	110,000円(税込)		
その他の条件		振込手数料は借主負担です			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号

S-170-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年12月17日
支出額	67,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 75,000円×90%)
使途	事務所賃借代(1月分)
支出先	(株)コスモ

上記のとおり支出しました。

支出者名

鈴木正人



S-170-2

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。</p> <p>明け渡し時には中には何もない状態で引き渡すものとする。</p> <p>更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。</p> <p>事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>

S-170-3

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

(2011)年(2)月(11)日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	Ⓢ
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(2)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	27年 2月 17日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	Ⓢ
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※Ⓢは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する項目の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	令和 2 年 12 月 17 日	支出額	3,960 円
			按分率 4,400 円 × 90%

使 途	7	産業廃棄物処理代(11月分)
	※項目番号	

領収書等貼付欄

③ 産業廃棄物処理代 ⑤ 鈴木正人

13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20	02-12-17 送金	*4,400	ATM オオムラヨウシ
21			
22			
23			
24			

お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

8

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。

3-171-2

請求書

No. 1

お得意様コード: [REDACTED]

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗園1-1-2

2020年 11月 30日

鈴木正人事務所様

大村 朝霞株式会社
ONAJIRA 代表取締役社長 相持

朝霞支社 埼玉県朝霞市土内町木715-8
TEL 048-456-0022 FAX 048-456-0020
本社 埼玉県志木市下宗園2-18-20
TEL 048-472-0328 FAX 048-487-1888
※ご請求に関するお問い合わせは朝霞支社まで

平素より、当社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。
下記の通りご請求申し上げます。

[REDACTED]	[REDACTED]	¥0	¥4,400	三井住友銀行 振込	¥4,400
------------	------------	----	--------	-----------	--------

[REDACTED]

【鈴木正人事務所】

鹿棄物処理代11月分	1式	4,000	4,000	外	400
------------	----	-------	-------	---	-----

お振込先 (取引銀行)	武蔵野銀行	志木支店	当座預金	No2000597
	三井住友銀行	新座志木支店	当座預金	No4154731
	埼玉りそな銀行	志木支店	普通預金	No619492

備考

整理番号 S-174-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年12月17日
支出額	9,900 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 11,000 × 90%)
使途	契約駐車場代(1月分)
支出先	(株) 恵久土地

上記のとおり支出しました。

支出者名

鈴木正人



8-174-2

特約条項

駐車場契約書

所在地 富士県市水谷東2-3248-1

名称 富士前 駐車場

番号 [Redacted]

賃料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)

敷金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和2年5月16日より令和3年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合意の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐草場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持ち込みしたり、定位の競争を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

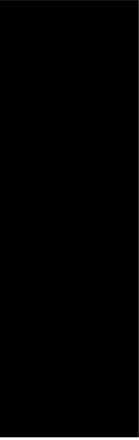
第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

振込先



上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。
2020年5月15日

貸主(甲) 住所 埼玉県富士見市水谷東3-33-14

氏名 株式会社 恵久士地

代表取締役 市川 功久



電話

借主(乙) 住所 埼玉県志木市中森岡1-1-2

氏名 鈴木 正人

電話 048-476-7525

仲介人

住所

氏名

電話

取引主任者

氏名

登録番号

整理番号 60

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和2年12月23日	支出額	24,255 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	電気工事代
----	-------

領収証

No. _____

杉田茂実事務所様 2022年12月23日

★ 34,650 -

但 電気工事代として

上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

コクヨ ウケ78

株式会社 ドーンデンキ

代表取締役 加藤 山博

熊谷市弥生1丁目63番地

TEL (048) 525-1177 (代表)

FAX (048) 525-1178

③ コンセント増設配線工事

34,650 × 0.7 = 24,255 政務活動に使用する割合が 7/10 であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 S-184-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広報・広聴活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和2年12月23日
支出額	74,250 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $82,500 \times 90\%$)
使途	事務所家賃契約更新事務手数料 (令和3年1月~)
支出先	(株)コスモ

上記のとおり支出しました。

支出者名 **鈴木正人** 

契約更新のご案内

- ◆ 物件名 成田貸事務所
- ◆ 部屋番号 _____
- ◆ お名前 鈴木 正人 様
- ◆ 新家賃 75,000 円
- ◆ 新共益費 _____ 円
- ◆ 新駐車料 _____ 円
- ◆ 契約期間 令和3年 1月 15日~令和6年 1月14日

上記契約内容の契約書2通をお送り致しますので必要事項をご記入いただき、
弊社宛にお送りのうえ、下記費用をお振込み下さい。

- ① 更新事務手数料 82,500円
- ② 敷金差額 _____ 円
- ③ 火災保険料 10,000円
- ④ 保証保険料 _____ 円

振込み金額合計 ⇒ 92,500円

振込み先 川口信用金庫 志木支店

普通 口座NO 0810281

口座名義人 株式会社 コスモ

代表取締役 菊地 崇

* 家賃遅滞がある場合は更新出来ませんのでご了承下さい。

手続きの都合上令和 2年 12月 26日までに上記金額をお振込みのうえ
必要書類を弊社宛にお送り下さい。

又、ご退去の予定がある方は契約の必要がありませんので1ヶ月前までにご連絡下さい。

新座市新座3-4-41

株式会社 コスモ

TEL 048-480-3500

S-184-4

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	■■■■■
	(自・宅) TEL	■■■■■
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯) TEL	■■■■■

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	■■■■■
	住所	■■■■■

管理業者	商号又は名称 株式会社 コ ス モ	
所 在 地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士;登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。</p> <p>明け渡し時には何もない状態で引き渡すものとする。</p> <p>更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。</p> <p>事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>
--

S-184-5

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 185

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
【経常的経費】		
6:人件費	7:事務所費	8:事務費
9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	2022年12月24日	支出額	14,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	馬車代(事務所用)		
領収書等貼付欄			

領収証 無所属県民会議久喜支部 様 No. 埼玉県議会議員 石川忠義

金額							
		4	16	0	0	0	0

但 22年 12月 24日 上記正に領収いたしました

内訳
現金
小切手 /
手形 /
消費税額 (%)



TEL [Redacted]

② 416,000

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

$16,000 \times 0.9 = 14,400$

政務活動費に使用可能な割合は 9/10 である。

整理番号	213
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費 【経常的経費】 6：入件費 ⑦：事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	2年 12月 25日	支出額	4,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	駐車場代 (1月分)		

領収書等貼付欄

③駐車場代 (1月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

5,000 × 0.9 = 4,500 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			**
取扱店	お取引日	時刻	
56502	02-12-25	13:58	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円 円			

お受取人	お振込明細またはご案内
ご依頼人	サイタマケツキ カイムクヨリ クケツミツカイ様 電話番号 048-554-1377 取扱番号 250001

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

整理番号	214
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費 【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	2年 12月 25日	支出額	9,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (1月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (1月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

10,000 × 0.9 = 9,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			**300000
取扱店	お取引日	時刻	
56502	02-12-25	13:57	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			IC認証
			円

お振込明細またはご案内

1711カキヌマタカツ様

電話番号 048-554-1377

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

整理番号	215
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費 【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	2年 12月 25日	支出額	27,000円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	家賃 (1月分)		

領収書等貼付欄

③家賃 (1月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

30,000 × 0.9 = 27,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			****0000
取扱店	お取引日	時刻	
56502	02-12-25	13:56	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥30,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

ご依頼人

サイタマクソキ カイムツヨソ クケソミソカイ様

電話番号 048-554-1377

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しておきます。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店館		区画番号(東7)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号				
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1				
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全(2)戸				
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳		
面 積	約117㎡(登記面積 ㎡)					
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和1年6月24日 から 令和3年6月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	円	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料		附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
金	30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分		更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。				
貸与する鍵	鍵 No.					
	本 数					
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで				
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込					
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先				
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名				

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)		
	(自 宅)TEL		
	(勤務先)TEL		(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL		

整理番号 118

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年12月25日	支出額	¥88,660 × 0.8 70,928 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所費・事務所賃借料 1月分 (¥88,000+¥660送料)		
----	--	--	--

領収書等貼付欄 無所属県民会議

店番 普通預金口座番号

リテール口座「くらしの通帳」 埼玉りそな銀行 [REDACTED] [REDACTED] 様

普通預金 (兼総合口座) 西尾 啓明 清

普通預金(兼お借入明細) 6

年-月-日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)</small> (円)
02-12-25	送金	*88,660	[REDACTED]	

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

〔自動送金サービス・口座振替〕

自動送金サービス・
口座振替のご利用銀
行名に○をつけてく
ださい。

- 〇 〇 リソな銀行
- 〇 〇 埼玉りそな銀行
- 〇 〇 近畿大阪銀行

現在契約内容	引落口座		支店		普通	預金	口座番号	
	ご送金人		預金者名		醍醐 清		様	
			ご依頼人名		〇〇〇〇 〇〇〇		様	
	お受取人		入金口座					
			受取人名				様	
	送金期間等		送金日	25日	休日処理	前営業日	送金期間	01-06 ~ 06-05
			送金方法	電信				
	送金額		通常月	70,000 円		円	月	円
			増減月	月	円	月	円	円

変更する項目に○をつけ、変更項目のみご記入ください

1	ご依頼人名 (カナ記入)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>										
2	入金口座	銀行	借金	支店	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 科目 <input type="checkbox"/> 1.普通 4.貯蓄 <input type="checkbox"/> 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 2.当座 9.() <input type="checkbox"/> 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇							
3	送金日	毎月	<input type="checkbox"/>	日	休日	<input type="checkbox"/>	処理	<input type="checkbox"/> 1.前営業日に送金 <input type="checkbox"/> 2.翌営業日に送金				
4	送金額	通常月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 円									
		増	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 円									
		減	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 円									
		月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 円									
		※	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 円									

※通常月・増減月いずれか一方の変更であっても、両方ご記入ください。

上記自動送金サービス・口座振替を、次によりお取り扱いください。

平成 / 年 〇 月 〇 日

お名前 醍醐 清
 〇 (048) (299) (5680)

いずれかに○をおつけください

変更 〇 〇 〇 〇 分 から変更します
 年 月

解約 年 月 分送金後、解約します
 ※最終の送金年月をご記入下さい。
 【例】20年1月送金分から中止する場合は、19年12月とご記入下さい。

変更項目のみ記入してください

以上

貸室賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という) と借主 醍醐 清 (以下「乙」という) とは、次の条項に基づき貸室賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は、甲の所有する埼玉県朝霞市本町二丁目1番1号 野口ビル101号室66㎡(約20坪)を乙の事務所として、次条以下に定める条件により乙に賃貸し、乙はこれを借り受ける。
- 第2条 この賃貸借契約の期間は、令和元年10月1日から令和4年4月30日までの3年7ヶ月間とする。(消費税改正時期にあわせ、これまで据え置いてきた家賃を見直し改正するもの)
- 第3条 本物件の賃料は、88,000円也(消費税を含む)と定め、毎月末に翌月分を支払うものとする。
- 第4条 契約期間中といえども甲の都合より本物件の明け渡しを求めたときは、乙は速やかにこれに応じるものとする。
- 第5条 乙は、自らの費用と負担にて設置したものについては、明け渡しの際自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙が甲の承認を得ないで次の行為をした場合、甲は本契約を解除することができる。契約が解除となった場合、乙は意義なく明け渡すこととする。
1. 本物件を第1条に定める目的以外に使用した場合。
 2. 本物件を他に転貸し、もしくは第三者に占有させた場合。
 3. 危険・不潔・騒音等管理上有害又は近隣の迷惑となる行為をした場合。
- 以上前三項に違背したときは、甲は乙に何らの通知・催告を要さないで本契約を解除できる。
- 第7条 本契約に定めない事項及び双方に疑義が生じた場合、甲・乙誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

本日、契約の証として契約書2通を作成し、各1通を所持する。

令和元年9月1日

貸主(甲)

住所

野口ビル
朝霞市本町2-1-1

氏名

借主(乙)

住所

朝霞市田島2-15-91
西是 醍醐 清

氏名

ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土・日曜・祝日	終日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行(※1)のカード・通帳をご利用のお客さま

ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、 お振替え、残高照会、 通帳記帳、 カードによるお振込み(※3)・ 税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
破産のお取り扱い 現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込		平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能です。
- 通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資ご返済等の口座振替に充当されません。
- ・当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

手数料のご案内(消費税等込み)

振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて	
個人のお客さま向け	マイゲート (インターネットバンキング)	無料		220円	
	コミュニケーション ダイヤル (テレフォンバンキング)	自動 音声	無料	220円	
		オペレーター			440円
ATM	カード(※1)	個人	無料	110円	440円
		法人・個人 事業者(※4)	110円	220円	440円
	現金	すべてのお客さま	330円	330円	660円
窓口(※2)		550円		880円	
自動送金サービス		220円	330円	660円	
法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EB・MT/FD		無料	330円	660円	
振込・送金組戻手数料		880円(※3)			

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店番号が異なる支店と出張所の間のお振込みは、本支店あてとしてお取引いたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取引いたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取引いたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別にお振込みに応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業主のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行

RESONA

2019年10月1日現在

整理番号 119

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和2年12月25日	支出額	¥33,220 × 0.8 26,576 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所費・駐車場賃借料 1月分 (¥33,000+¥220送料)		

領収書等貼付欄	無所属県民会議			
リテール口座「くらしの通帳」 埼玉りそな銀行 様 普通預金 (兼総合口座)				
普通預金 (兼お借入明細)				
年 月 日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
02-12-25	送金	*33,220	カシイワツ	リモト
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)				
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。				

更新契約書

貸借人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2020年2月1日 から 2022年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也	更新料	乙は更新時に新賃料の 2 ヶ月分 (税別) を甲に支払う。
内消費税	金 1,500 円也	更新手数料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払う。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産㈱とする。
敷金	金 [REDACTED] 円也	を既に預託済みである。	
保証金	金 [REDACTED] 円也	を既に預託済みである。	

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2019年 12月 5日

貸借人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	埼玉県朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	自宅TEL	048-456-0226	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐 清事務所		
	勤務先住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	勤務先TEL			
緊急時連絡先	住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	[REDACTED]
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐 清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 宅地建物取引士 [REDACTED]
 登録番号 [REDACTED]

更新契約書

賃貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2020年2月1日 から 2022年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也	更新料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲に支払う。
内消費税	金 1,500 円也	更新手数料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払う。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産㈱とする。
敷金	金 [REDACTED] 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 [REDACTED] 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2019年12月5日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	埼玉県朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	自宅TEL	048-456-0226	携帯TEL	
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	氏名	醍醐清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 宅地建物取引士 [REDACTED]
 登録番号 [REDACTED]

ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円※
土曜・日曜・祝日	終日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行のカード・通帳をご利用のお客さま

ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、お振替え、残高照会、通帳記帳、カードによるお振込み(※3)・税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
現金 お取り扱い	現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込	平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能です。
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資返済等の口座振替に充当されません。
当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

手数料のご案内(消費税等込み)

振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて	
個人のお客さま向け	マイゲート (インターネットバンキング)	無料		220円	
	コミュニケーション ダイヤル (テレフォンバンキング)	自動 音声	無料	220円	
		オペレーター			440円
ATM	カード (※1)	個人	無料	110円	440円
		法人・個人 事業者(※4)	110円	220円	440円
	現金	すべてのお客さま	330円	330円	660円
窓口(※2)			550円	880円	
自動送金サービス		220円	330円	660円	
法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EB・MT/FD		無料	330円	660円	
振込・送金組戻手数料			880円(※3)		

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号が異なる支店と出張所間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別に振込に際した振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業者のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行

RESONA

2019年10月1日現在

整理番号	176
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2020年12月25日	支出額	100,899 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	2021年1月分賃料		

領収書等貼付欄

- ③1月分事務所賃料+手数料
- ⑤並木まさとし県政事務所

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
10405	02-12-25	13:03	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥112,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		生体認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

※ 領収書は重
※ 領収書を貼
(別紙には

お振込明細またはご案内

おサイタマリツナ
受コウノス
取普通 1441166
人コ)アオキハイツ様
登録番号 0002
ご依頼人 ナミキ マサトツ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 250004

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

112,110 × 0.9 = 100,899
政務活動に使用する割合が9/10であるため

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主



(以下「甲」という)と借主 並木 正年

(以下「乙」という)と連帯保証人



(以下「丙」という)とは、事業用建物賃貸借契約(以下

「本契約」という)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	青木ハイツ店舗			階	B
	所在地	(登記簿) 鴻巣市本町三丁目2355番地8				
		(住居表示) 鴻巣市本町三丁目2番19号				
	種類	店舗	家屋番号	2355番8		
	構造	鉄骨造				
	面積	専有	49.68 m ² (約	15.02坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)
バルコニー		m ² (約 坪)				
物件の所有者	(住所)	[Redacted]				
	(氏名)	[Redacted]				
(2) 賃貸借条件	使用目的	店舗 事務所				
	賃料	月額	108,000 円(うち消費税	8,000 円)	敷金 (更新時積み増し金)	(賃料の 1ヵ月分) (金額) 100,000 円
	管理費	月額	0 円(うち消費税	0 円)		(金額) 円
	共益費	月額	0 円(うち消費税	0 円)		
	駐車料	月額	0 円(うち消費税	0 円)	礼金	
	付属施設料	月額	0 円(うち消費税	0 円)	権利金	
	水道料	月額	2,000 円(うち消費税	0 円)	更新料	新賃料の 0.5ヵ月分
	保険料	総額	17,000 円(うち消費税	円)		更新手数料
	保証金	0 円 (3.3m ² 当たり)		預かり済み	保証料	
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後				
	保証金の償却	・建物明渡し時に %		・契約更新時毎に %		
		(総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他	(総額) 円 (うち消費税) (円) (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	契約期間	平成31年05月18日 から 平成33年05月17日迄の 2年 0ヵ月 0日間				
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から ヵ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先				
		(氏名)				
	振込先	[Redacted]			振込金額合計 (振込料はこの負担とする) 110,000 円	
	口座名義人	[Redacted]			(税金改定まで)	
	翌月分を毎月 末 日迄に貸主指定口座へ振込。(賃料前払い)					

整理番号	274
------	-----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	2 年 12 月 26 日
支出額	<p>57,800 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 68,000 × 0.85)</p>
使 途	事務所家賃
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重夫 印 印

第4回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	壹ヶ月	[REDACTED]
	68,000 円也	

貸主 [REDACTED] を甲として、借主 無所属県民会議白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃貸料を以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2019年9月1日より2022年8月31日 迄向う3カ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条（第5条・第6条）の各規定に違反した場合。
 2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。

9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還すること。

10条 (特約条項)

- 家賃振込先：[REDACTED]
- 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ガスは乙側の業者とする。
- 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各々通宛を所持する。

2019年7月17日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 白岡市小久喜1203-1
 無所属民会議白岡支部
 氏名 岡重夫 印

連帯保証人 住所 _____
 氏名 _____ 印

仲介人 住所 〒319-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1
 有限会社 田口住宅
 代表取締役 吉岡由隆
 TEL0430-92-7788 FAX0430-93-1355
 氏名 _____ 印

取引主任者 登録番号 [REDACTED] 印

整理番号	43
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	--

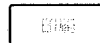
支出年月日	令和2年12月26日	支出額	149,495 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃・1月分 (事務所150000、駐車場10000、共益費3000、消費税増税分3000+105(振込料)×90%=149495)		

領収書等貼付欄	無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部
---------	--------------------

事務所家賃
 (株)横田ハウジング
 武蔵野銀行 深谷支店 フ0216946

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。



振込日	2020/12/26
振込依頼人名	エハラ クミコ
金融機関	武蔵野銀行
支店 / 出張所	深谷支店
預金種目	普通
口座番号	0216946
お受取人名	カ. ヨコタハウジング
振込金額	166,000 円
手数料	105 円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書(更新)

平成31年4月15日

物件名称 Y's Precious I 101 号室
所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号
賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング
賃借人 (乙) 江原 久美子
連帯保証人 (丙)
敷金 450,000 円 更新料 更新料:新賃料1ヶ月
新契約期間 平成31年4月16日から 令和4年4月15日迄
新家賃 150,000 円 共益費 3,000 円
駐車場 5,000 円 駐車場2台目 5,000 円
賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと
期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年4月16日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

賃貸人(甲) 住所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏名 株式会社横田ハウジング

賃借人(乙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 江原久美子

連帯保証人(丙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 実印

※賃料振込先※ [REDACTED]

2019年9月吉日

物件名 Y's Precious I 101 契約者 江原 久美子 様

消費税率の変更に伴うお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月より施行される、消費税率の変更に伴うお知らせです。

- ・ 消費税率について10月から家賃の消費税率が10%になります。

(現家賃) 8%時の家賃

163,000 円 (税込)

(変更後家賃) 10%時の家賃

166,000 円 (税込)

- ・ 消費税率の変更時期

2019年11月分家賃(10月末にお支払い頂く家賃)から

適用となります。

自動引き落としの手続きをされてる方は、金額の変更手続きもお願いいたしま

す。

ご不明点等ございましたら当社までご連絡をお願いいたします。

(株) 横田ハウジング 048-575-0333



この契約の締結を証するため本契約書 2通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙各巻通を保有する

平成 28 年 7 月 16 日

甲 (貸主) 住所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏名 株式会社横田ハウジング

乙 (借主) 現住所

フリガナ 上 ハウジング

氏名 江原ス美子

勤務先社名 埼玉県議会

自宅TEL 会社TEL

勤務先所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

連帯保証人 住所

氏名

勤務先社名

自宅TEL 会社TEL

勤務先所在地

連帯保証人 住所

氏名

勤務先社名

自宅TEL 会社TEL

勤務先所在地

媒介業者 埼玉県知事 (5) 第016662号

埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

横田ハウジング

取引士登録番号

取引士氏名

取引士登録番号

取引士氏名

媒介業者

店舗事務所用建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主 (以下「甲」という。) 及び借主 (以下「乙」という。) は、頭書(1)から(6)に記載する賃貸借の目的物 (以下「本物件」という。) について、以下の条項により賃貸借契約 (以下「本契約」という。) を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(7)に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対し第17条に定める通知を行わないときは、同一条件でさらに 3 年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を頭書(4)の目的 (業種) にのみ使用する。

(賃料)

第4条 乙は、頭書(8)及び(9)の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

2 1ヶ月に満たない期間の家賃は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

(1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合。

(2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合。

(3) 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合。

(公租公課)

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(消費税)

第6条 乙は、法令の定めるところに従い、賃料、管理・共益費等について消費税を支払わなければならない。

尚、契約期間中に消費税の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税が適用され、以後の賃料、管理・共益費等の支払いについて新消費税で計算された消費税を支払うことをあらかじめ承認する。

(駐車場)

第7条 乙は、駐車場を使用する場合、頭書(8)記載の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

2 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。(諸費用の負担)

第8条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

(1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。

(2) 町内会費等。

(敷金)

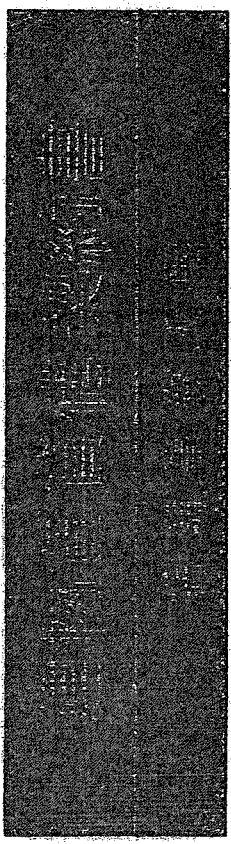
第9条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(8)に記載する敷金を甲に無利息にて預け入れるものとする。

(1)所在地	埼玉県深谷市西島5丁目8番17号		
(2)物件	(名称) Y's Precious I	1階	101号室
(3)種類	共同住宅(マンション)	(4)使用目的(業種)	店舗
(5)構造	鉄骨造陸屋根3階建	築年月	平成28年4月
(6)面積	契約面積	50.45㎡	敷地面積
	専用使用面積	50.45㎡	
	共有面積	㎡	
	駐車場面積	配置図に準ずる	
	その他使用可能な面積 (別紙図面添付)	㎡	
(7)契約期間	平成28年4月16日より平成31年4月15日までの3年 *ただし、第2条により更新することができる。		
(8)賃料等 (消費税込)	賃貸料(月額)	150,000円	
	共益費(月額)	3,000円	
	駐車料(月額)	5,000円	敷金(3ヶ月分) 450,000円
	駐車場2台目(月額)	5,000円	礼金(3ヶ月分) 450,000円
	合計(月額)	163,000円	
(9)支払期日	上記の賃料等は、下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等はこの負担とする。		
(10)支払方法	振込		
(11)振込先	銀行名	支店名	預金口座番号 受取名義人
(12)受取人住所	埼玉県深谷市上柴町西4-6-8		電話 048-575-0333

(13) [緊急連絡先]		
氏名	住	借主との関係
名称	所	

[特記事項]

更新料：新賃料1ヶ月



平成28年 4月16日

物件名 Y's Precious I 101号室

フリガナ イワノ クミコ

江原 久美子 様

株式会社ハウジング
埼玉県深谷市上柴町西4-6-8
TEL 048-575-0333
FAX 048-575-0330

整理番号 277

政務活動費 領収書等貼付用紙

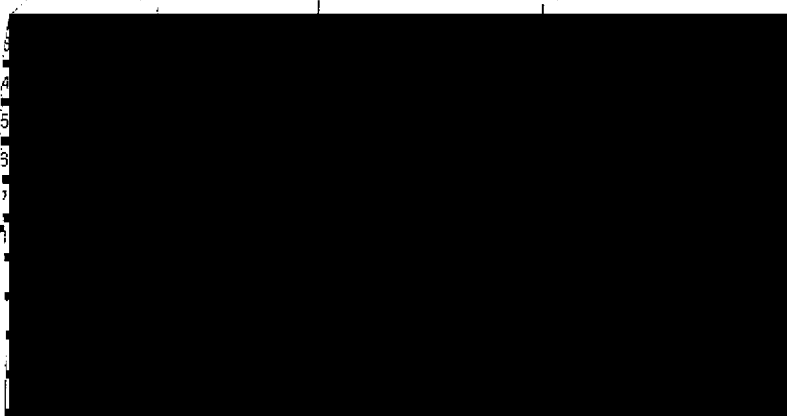
経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年2月28日	支出額	5,000 × 6.9 4,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	---

使途	政務活動用車両 駐車場代金
----	---------------

領収書等貼付欄 **無所属県民会議**

店番	口座番号	
		無所属県民会議 白岡支部様
埼玉りそな銀行		普通預金通帳



02-12-28 振替 *5,000 SMBC(カカレ付)

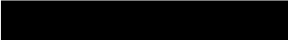
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(用途が不明な記載)、④発行者、⑤受取人、⑥住所、⑦電話番号、⑧印を記載すること。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。
○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。

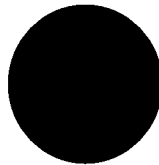
駐 車 契 約 書

パークシティ白岡全体管理規約（以下「規約」という。）第14条にもとづき、パークシティ白岡の区分所有者共同の利益のために管理者パークシティ白岡全体管理組合（以下「甲」という。）は 岡重夫（以下「乙」という。）と後記表示駐車場棟（以下「駐車場」という。）の利用を目的とする駐車契約を締結する。


本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

2019年6月21日

甲 埼玉県白岡市小久喜675番地の1
パークシティ白岡全体管理組合
理事長 

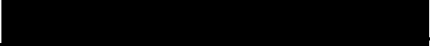


駐車場番号()番

乙住所 埼玉県白岡市小久喜675-1
(A・B・C)棟 パークシティ白岡B306
306号室区分所有者
氏名 岡重夫  印

サイズ (A ・ B ・ C ・ D ・ 軽)

車 名 トヨタ アリテス

車両登録番号 

第 1 条 甲はその管理にかかる駐車場の上記指定位置に、乙の上記自動車を駐車させる。但し、指定位置に駐車可能なサイズ（付属物等を含む）は、次の数字以下とする。

サイズ	車高 (mm)	車幅 (mm)	全長 (mm)
A	2,100	1,700	5,000
B	2,100	1,700	4,800
C	2,100	1,700	4,670
D	2,100	1,800	5,000
軽	2,100	1,700	4,200

第 2 条 前条の駐車料金（以下「駐車場使用料」という。）は自動車1台分月額金 5,000 円也とする。
 2. 乙は本契約締結と同時に前項の駐車場使用料は、パークシティ白岡棟別管理規約第68条に従い、甲または甲の指定する者に支払うものとする。但し、1ヶ月未満の駐車場使用料は日割計算による。
 3. 駐車場施設の改善、または租税公課の増徴、物価の騰貴等により第1項の駐車場使用料が不相当なときは、甲は契約期間中であっても乙に対して規約第53条にもとづき、駐車場使用料を改することができる。

第 3 条 乙は駐車場を乙の上記自動車の駐車のみで使用し、それ以外の用途に供しない。

2. 乙は別に定めるパークシティ白岡全体使用細則ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。

第 4 条 乙は駐車に関する乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

2. 乙は、乙の所有する住宅部分を譲渡または貸与する相手方が同居する家族であるときは、規約第14条にもとづき駐車場を甲と新たに駐車契約することにより使用することができる。

3. 乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。
但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。
4. 前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。
- 第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。
- 第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。
2. 乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 第7条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。
- 第8条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたまのみに限り行う。
- 第9条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規則に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。
2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。
- 第10条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。
- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
 - (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
 - (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
 - (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
 - (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
 - (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
 - (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
 - (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき
2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。
3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに依らず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。
4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。
- 第11条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。
2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。
- 第12条 本契約期間は、 月 日から2020年12月31日までとする。
2. 本契約期間中であつて、 月前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。但し、甲からの申し出による時は、甲からの申し出による時は2ヵ月経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。
3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。
- 第13条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

以上

事業用建物賃貸借契約書【更新】

貸主： [REDACTED] (以下「甲」という) と
 借主： 石川 忠義 (以下「乙」という) 及び
 連帯保証人： [REDACTED] (以下「丙」という) は、
 下記の物件 (以下「本物件」という) について下記の内容及び契約諸条項を取り決めて、
 建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	コバヤシビルB棟			2 階	201	号室
	所在地	(住居表示) 〒 346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目4-30					
		(登記簿)			家屋番号		
	種類	貸店舗・事務所(一部)		構造・階数	鉄骨造 2 階建		
	面積	39.68 m ²		間取	0		
	物件の所有者	住所	〒 [REDACTED]				
		氏名	[REDACTED]				
	物件の管理者	住所	〒 346-0016 埼玉県久喜市久喜東2丁目4-1				
	氏名	株式会社フジハウジング					
	電話	0480-26-4568					

使用目的		事業					
借主	フリガナ	イシカワ タダヨシ			電話番号	[REDACTED]	
	氏名	石川 忠義			携帯電話	[REDACTED]	
	生年月日	1969年12月5日			性別	男性	
	勤務先名	埼玉県議会					
	勤務先電						
連帯保証人	フリガナ	[REDACTED]			電話番号	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]			携帯電話		
	性別	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]	続柄	[REDACTED]	
	勤務先名						
	勤務先電						
月額	家賃	72,000	円	消費税込	敷金	2 ヶ月分	144,000 円
	共益費	0	円		礼金		円
	駐車料	0	円		保証金		円
		0	円		駐車敷金		円
		0	円		駐車礼金		円
		0	円		駐車保証金		円
	月額合計	72,000	円	消費税込	敷引		円
更新料	新家賃の 1 ヶ月分		更新事務手数料	新家賃の 0.5 ヶ月分+消費税			
火災保険	日新火災海上保険株式会社 99,999 円						
保証金の償却	建物明渡時	円		10,930			
	契約更新時毎	円					
(補填は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)							
契約期間	始期	2018年5月21日			から	3 年 0 ヵ月	
	終期	2021年5月20日			迄の		
解約予告	解約の効力は、乙が解約の申し入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する						
家賃、管理・共益費等、及び駐車料等の支払方法並びに支払期限	金融機関	[REDACTED]		銀行	支店	[REDACTED] 支店	
	口座	[REDACTED]		口座番号	[REDACTED]		
	名義人	[REDACTED]					
	持参先						
支払期限	翌月分を毎月 末 日までに 振込						

整理番号 168

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日 令和 2年12月28日</p>	<p>支出額</p>	<p>396 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	------------	---------------------------------------

<p>使 途</p>	<p>来客駐車場 使用料</p>
------------	-------------------------

駐車場利用料金領収書

発行日 2021年 01月 05日

やこ明弘 様

¥440-

【消費税等含】

但 下記駐車場利用料金として上記の金額確かに領収いたしました。

ご利用日：2020年 12月 28日
ご利用駐車場名：マルエツみずほ台店

印 紙

五万円以上印紙

200円貼付

※手書修正無効

タイムズ24株式会社

発行元：タイムズコミュニケーション株式会社
〒141-0031 東京都品川区西五反田1-18-9
0120-39-8924

取扱者

氏を使用すること。

NO.CP2012280063
*領収書の発行依頼は、ご利用日から1か月以内にいただきますようお願い申し上げます。

⑦無所属県民会議 高埴支部

政務活動に使用する割合が 90 %であるため $440 \times 0.9 = 396$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 11-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年12月29日	支出額	65,952 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料 R3. 1月分		

領収書等貼付欄

無所属県民会議東松山支部

③ 事務所賃借料 R3. 1月分

82,000円+440円=82,440円

(振込料)

82,440×80%=65,952円

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため80%の按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お待ちしております。

取引銀行	取引店	口座番号	※
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
40409	02-12-29	12:11	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥82,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C認証
円 千 円			円

お振込明細またはご案内
おミツビシビューイフツィイ
ヒカツマツヤマ
普通 0272630
イセト-カ様
登録番号 0010
マツサカ ヨシヒロ様
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400114

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

整理番号 12-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2年12月29日	支出額	8,800 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R3. 1月分		

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R3. 1月分 (事務所来客者用)

11,000円×80%=8,800円

政務活動に使用する割合が80%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お待ちしております。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			**
取扱店	お取引日	時刻	
40409	02-12-29	12:10	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C認証
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

おサイタマリソナ
受取人 カマツマツマ
普通 4502906
カ) サナイフトウクサノ様
登録番号 0003
マツサカ ヨシヒロ様

ご依頼人 電話番号 [REDACTED]
取扱番号 290008

印紙税申告納
付につき浦和
支店事務室
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

12-2.

駐車場使用契約書 (第3回更新)

貸主 [] (以下「甲」という)と借主 松坂 香浩 (以下「乙」という)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	東松山市箭弓町1丁目5251-1
名称	箭弓町第一駐車場
指定場所	No. []

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2ヶ年間
目的物件の引渡し時期	令和 年 月 日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000 円 (別途消費税相当額 1,000 円)
敷金	金 10,800 円

支払期限：毎月末日までに 当月分・翌月分 を支払う

支払方法

金融機関	[]
口座番号	[]
口座名義人	[]
TEL	[] ※振込による手数料は借主の負担とする

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 []
	住所 []

管理業者	商号又は名称 株式会社三愛不動産
所在地	東松山市箭弓町一丁目11番4号 TEL. 0493-22-8118
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 []
	住所 []

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名 []
	住所 []
	〒 []

頭書(7) 更新に関する事項
更新時、乙は事務手数料と消費税の1/2 (消費税別)を仲介業者へ支払うものとする。

頭書(8) 特約事項

預込及び自動抵当の手数料は乙の負担とする。

本契約の締結を記するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 9 月 3 日

《代理人》

甲・貸主	氏名 [] 住所 [] 商号 [] 代表者名 [] 住所 [] 氏名 [] 住所 [] 氏名 [] 住所 []	株式会社三愛不動産 東松山市箭弓町一丁目11番4号 TEL 0493-34-3704
乙・借主 (法人の場合)	代表者名 [] 住所 [] 氏名 [] 住所 []	TEL 0493-34-3704
丙 連帯保証人	氏名 [] 住所 []	TEL []
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社三愛不動産 事務所所在地・TEL 東松山市箭弓町一丁目11番4号 0493-22-8118 免許証番号 埼玉風知事 (6) 第 17553 号	代表者 水谷幸太郎
宅地建物 取引士	氏名 [] 業務に従事する事務所名 株式会社三愛不動産 事務所所在地 東松山市箭弓町一丁目11番4号 TEL. 0493-22-8118	登録番号 []

※印は実印

整理番号 13-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2年12月29日	支出額	12,800 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R3. 1月分		

領収書等貼付欄

無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R3. 1月分 (事務所員用)

8,000円×2台=16,000円

16,000円×80%=12,800円

政務活動に使用する割合が80%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
40409	02-12-29	12:11	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税 C 認証
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

電信



登録番号 0007

マツサカ ヨシヒロ様

電話番号

取扱番号 290001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号	183-1
------	-------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年1月6日他	支出額	37,800 円		
		※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	来客用駐車場賃貸料(1月・2月・3月)				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">領収書等貼付欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③来客用駐車場賃貸料 2台分 (7,000円×2台×3ヶ月)=42,000円</td> </tr> </table>				領収書等貼付欄	③来客用駐車場賃貸料 2台分 (7,000円×2台×3ヶ月)=42,000円
領収書等貼付欄					
③来客用駐車場賃貸料 2台分 (7,000円×2台×3ヶ月)=42,000円					

領収書

並木まさとし県政事務所 様

金額 14,000 円

但 1月分 2台分 駐車場代として

2021年1月6日

上記正に領収いたしました



42,000 × 0.9 = 37,800
 政務活動に使用する割合が9/10であるため

整理番号	183-2
------	-------

領収書

並木まさとし県政事務所 様

金額 14,000 円

但 2月分 2台分 駐車場代として

2021年2月1日

上記正に領収いたしました



領収書

並木まさとし県政事務所 様

金額 14,000 円

但 3月分 2台分 駐車場代として

2021年3月1日

上記正に領収いたしました



整理番号 85

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年1月8日	支出額	1,320 x 0.85 1,122 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	マツ代金 (事務所)		

領収書等貼付欄

DUSKIN 納品・領収書 No. 170058

ダスキン愛の店フランチャイズ店
ダスキン 武
 〒349-0217 白岡市小久喜
 TEL 0480-92-0285 FAX 0480-92-0646

無所属県民会議
白岡支部 様

次回お届け予定日 2月9日 発行日 3年1月8日

商 品 名	納品数	単 価	金 額	回収数	今回残
マツ G	1		1,320		

※ ※

4-3828 印 紙 5万円以上 貼 付

お買上げ額 内消費税額 領収額 1,320 円

上記正に領収致しました。

②金額未控

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 3

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日 R3年1月15日	支出額 90,000円
※ 政務活動費を充当した金額を記載	

使途	政務活動事務所 賃料 1月分
----	----------------

領収書等貼付欄

政務活動費 9割負担

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

※このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
0301150121167		お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
2079		口座番号
時刻	税込手数料	お取引金額
09.16	¥440*	¥100,000*
お取引できない場合	残高	***

ご案内	お振込先は	*****
	様	
ご依頼人は		
オカムラ ユリコ様		

政務活動事務所
賃料 1月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と 岡村 ゆり子 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	Weアオキビル 2階		
	所 在 地	(住居表示) 川口市青木2-9-26		
		(登記簿) 川口市青木二丁目146番地6、146番地5		
	構 造	鉄骨造/陸屋根/3階建の2階部分		
	種 類	事務所倉庫	新築年月	平成20年1月
面 積	63.74㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和1年 11月 1日 から 令和4年 10月 31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年 11月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額	100,000円	敷 金	200,000円	家 財 保 険 料	借主で加入
礼 金		100,000円	仲介 手 数 料	110,000円(税込)		
その他の条件		振込手数料は借主負担です				
貸与する鍵	鍵No.					
	本 数		本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで				
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[]				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先				
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名				

整理番号

S-193-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 3 年 1 月 15 日
支出額	67,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 75,000円×90%)
使 途	事務所賃借代(2 月分)
支 出 先	(株)コスモ

上記のとおり支出しました。

支出者名

鈴木正人



S-193-2

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コスモ（以下「甲」という。）と借主 鈴木正人（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / () 階建/全() 戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年 1月 15日 から 令和6年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	15,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	■	■		
	本 数	■本	■本		本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	■			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

S-193-3

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。</p> <p>明け渡し時の中には何もない状態で引き渡すものとする。</p> <p>更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。</p> <p>事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>
--

S-193-4

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座 3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社 コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座 3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第 21803号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社 コスモ 新座市新座 3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	S	194	(
------	---	-----	---

鈴木正人事務所No. 220

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する項目の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 3 年 1 月 15 日	支出額	3,960 円
			按分率 4,400 円 × 90%
使 途	7 ※項目番号	産業廃棄物処理代(12月分)	

領収書等貼付欄 ③ 産業廃棄物処理代 ⑤ 鈴木正人

13				
14				
15				
16				
17				
18	03-01-15	送金	*4,400	ATM オムラジヨウシ
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

9

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。

S-194-2

お得意様コード: [REDACTED]

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

鈴木正人事務所 様

請 求 書

No. 1

2020 年 12 月 31 日

平大村 朝霞支社
代表取締役 相澤 隆
朝霞支社 埼玉県朝霞市土内開木7-1-3
TEL 048-456-0022 FAX 048-456-002

本 社 埼玉県志木市下宗岡2-18-2
TEL 048-472-0328 FAX 048-487-188
※ご請求に関するお問い合わせは朝霞支社まで

平素より、当社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。
下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額: 4,400円
¥4,400

ご請求金額: 4,400円
¥4,400

【鈴木正人事務所】

廃棄物処理代12月分

1 式 4,000 4,000 外 400

お振込先
(取引銀行)

武蔵野銀行	志木支店	当座預金	No.2000597
三井住友銀行	新座志木支店	当座預金	No.4154731
埼玉りそな銀行	志木支店	普通預金	No.619492

備 考

さてこのたび、弊社システムの変更に伴い、様式変更を行うことになりました。
※御入金額等をご確認されたい場合は、当社までご連絡下さるようお願い致します。

整理番号

S-197-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 3 年 1 月 15 日
支出額	9,900 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 11,000円×90%)
使途	契約駐車場代(2 月分)
支出先	(株)恵久土地

上記のとおり支出しました。

支出者名

鈴木正人



駐 車 場 契 約 書

特約条項

S-197-2

所在地

富士見市水谷東2-3248-1

名称

富久前 駐車場

番号

■■■■■

賃料

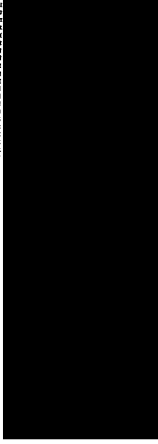
1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)

敷金

金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

振込先



上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。
2020年5月15日

第1条 貸借の期間は令和2年5月16日より令和3年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約すること出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

貸主 (甲) 住所 埼玉県富士見市水谷東3-33-14
氏名 有限会社 恵久土地
代表取締役 市川 功久
電話



借主 (乙) 住所 埼玉県志木市中宗岡1-1-2
氏名 鈴木 正人
電話 048-476-7525

仲介人 住所 氏名 電話

取引主任者 氏名 登録番号

整理番号	247
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費 【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 1月 25日	支出額	4,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (2月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (2月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

5,000 × 0.9 = 4,500 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	[REDACTED]	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻	
56541	03-01-25	15:47	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円) (5千円) (1千円)			(破 算)
円 円 円			円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 [REDACTED]

サイタマケツキ カイムツヨソ クケソミンカイ様

電話番号 048-554-1377
 取扱番号 250002

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。) は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[REDACTED]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台	
敷金	金 [REDACTED] 円	
支払期限: 契約時一括支払い		
支払方法	1. 口座振替	[REDACTED]
	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 振込	
	3. 持参	持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 [REDACTED] 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: [REDACTED] ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所 〒	—

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	●	TEL	●
	住所	●		
乙・借主 (法人の場合)	商号	Ⓜ	TEL	
	代表者名			
	住所			
乙・借主 (個人の場合)	氏名	柳 浩貴志	TEL	●
	住所	●		
連帯保証人	氏名	印	TEL	
	住所			

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条
てはな

宅地建物 取引業者	商号(名称)	㈱TLC 行田中央店	代表者	北川 直樹 ●
	事務所所在地・TEL	埼玉県行田市忍2-18-32 048-553-3030		
	免許証番号	埼玉県知事(9)第11602号		
宅地建物取引 主 任 者	氏名	●	登録番号	●
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店㈱TLC		

2 乙は
3 乙は
一 駐
二 駐

(乙の
第6条

(契約
第7条
場合に

※印は実印

2 前項
において
3 乙は
4 本条
損害が

整理番号	248
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費 【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 1月 25日	支出額	9,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (2月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (2月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

10,000 × 0.9 = 9,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
56541	03-01-25	15:46	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		使 認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千	千	円

お受取人	お振込明細またはご案内

2711カキマタカツ様

電話番号 048-554-1377
 取扱番号 250001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍 2 丁目 144 番 1144 番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの 1 年間

頭書 (4) 賃料

10,000 円/2 台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]

[REDACTED]

貸主 署名

[REDACTED]



借主 署名

柿沼貴志



整理番号	249
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日	3年 1月 25日	支出額	27,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃 (2月分)
-----	----------

領収書等貼付欄

③家賃 (2月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

30,000 × 0.9 = 27,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 ATM

取引銀行	取引店	口座番号			
0017			*****		
取扱店	お取引日	時 - 刻			
56541	03-01-25	15:46			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥30,000	¥0			
お取引後の残高(円)		おつり			

お取引現金内訳		認 証			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
円	千円	円			

お振込明細またはご案内

お受取人

ご依頼人

サイタマケンキ`カイトツヨリ`ケンミンカイ様

電話番号 048-554-1377

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主: XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗		区画番号(東7)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号				
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1				
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全(2)戸				
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳		
	面 積	約117㎡ (登記面積 ㎡)				
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和1年6月24日 から 令和3年6月23日まで (2 年間)
目的物件の引渡し時期 令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
礼 金	30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵No. 本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)			
	(自 宅)TEL			
	(勤務先)TEL			
	(携 帯)TEL			
	(会社名・部署名)			

整理番号 23

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和3年1月25日	支出額	149,495 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃・2月分 (事務所150000、駐車場10000、共益費3000、消費税増税分3000+105(振込料)×90%=149495)		

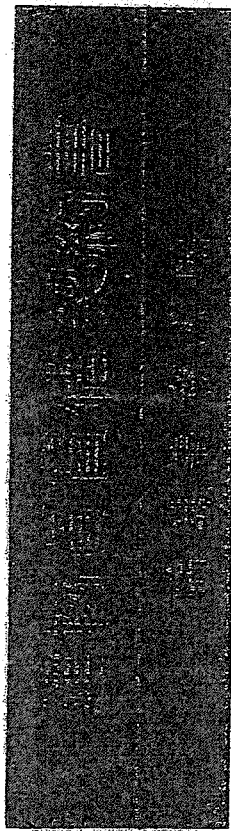
領収書等貼付欄 無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部

事務所家賃
 (株)横田ハウジング
 武蔵野銀行 深谷支店 フ0216946

振込日	2021/01/25
振込依頼人名	エハラ クミコ
金融機関	武蔵野銀行
支店 / 出張所	深谷支店
預金種目	普通
口座番号	0216946
お受取人名	カ. ヨコタハウジング
振込金額	166,000 円
手数料	105 円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



平成 28 年 4 月 16 日

物件名 Y' s Precious I 101 号室

フリガナ エリカミ

江原 久美子 様

(株)横田ハウジング
 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8
 TEL 048-575-0333
 FAX 048-575-0330

(1)所在地	埼玉県深谷市西島5丁目8番17号		
(2)物件	(名称) Y' s Precious I	1階	101号室
(3)種類	(4)使用目的(業種) 店舗		
(5)構造	共同住宅(マンション)	築年月	平成28年4月
	鉄骨造陸屋根3階建	敷地面積	341.4㎡
(6)面積	契約面積	50.45㎡	駐車場No.
	専用使用面積	50.45㎡	
	共有面積	㎡	
	駐車場面積	配置図に準ずる	
	その他使用可能な面積 (別紙図面添付)	㎡	
(7)契約期間	平成28年4月16日より平成31年4月15日までの3年 *ただし、第2条により更新することができる。		
(8)賃料等 (消費税別)	賃貸料(月額)	150,000円	
	共益費(月額)	3,000円	
	駐車場料(月額)	5,000円	敷金(3ヶ月分) 450,000円
	駐車場料 2台目(月額)	5,000円	礼金(3ヶ月分) 450,000円
	合計(月額)	163,000円	
(9)支払期日	上記の賃料等は、下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
(10)支払方法	振込		
(11)振込先	銀行名	支店名	預金口座番号 受取名義人
(12)受取人住所	埼玉県深谷市上柴町西4-6-8 電話 048-575-0333		

(13) [緊急連絡先]	
氏名	住 所
名称	借主との関係

[特記事項]

更新料：新賃料1ヶ月

この契約の締結を証するため本契約書 式通を() 当事者記名押印の上、
甲乙各巻通を保有する

平成 28 年 4 月 16 日

甲 (貸主) 住所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏名 株式会社横田ハウジング

乙 (借主) 現住所

フリガナ [Redacted]

氏名 江原ス美子

勤務先社名 埼玉県議会

自宅TEL [Redacted]
会社TEL [Redacted]

勤務先所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

勤務先社名

自宅TEL [Redacted]
会社TEL [Redacted]

勤務先所在地

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

勤務先社名

自宅TEL [Redacted]
会社TEL [Redacted]

勤務先所在地

媒介業者 埼玉県知事 (6) 第016662号

媒介業者

埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

横田ハウジング

取引士登録番号 [Redacted]

取引士登録番号

取引士氏名 [Redacted]

取引士氏名

店舗事務所用建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主 (以下「甲」という。) 及び借主 (以下「乙」という。) は、頭書(1)から(6)に記載する賃貸借の目的物 (以下「本物件」という。) について、以下の条項により賃貸借契約 (以下「本契約」という。) を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(7)に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対し第17条に定める通知を行わないときは、同一条件でさらに 3 年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を頭書(4)の目的 (業種) にのみ使用する。

(賃料)

第4条 乙は、頭書(8)及び(9)の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

2 1ヶ月に満たない期間の家賃は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合。
 - (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。
 - (3) 近傍同種の建物の賃料と比較して賃料が不相当となった場合。
- (公租公課)

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(消費税)

第6条 乙は、法令の定めるところに従い、賃料、管理・共益費等について消費税を支払わなければならない。

尚、契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税が適用され、以後の賃料、管理・共益費等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことをあらかじめ承認する。

(駐車場)

第7条 乙は、駐車場を使用する場合、頭書(8)記載の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

2 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。(諸費用の負担)

第8条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

- (1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。
 - (2) 町内会費等。
- (敷金)

第9条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(8)に記載する敷金を甲に無利息にて預け入れ

賃貸借契約書(更新)

平成31年4月15日

物件名称 Y's Precious I 101 号室
 所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号
 賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング
 賃借人 (乙) 江原 久美子
 連帯保証人 (丙)
 敷金 450,000 円 更新料 更新料:新賃料1ヶ月
 新契約期間 平成31年4月16日から 令和4年4月15日迄
 新家賃 150,000 円 共益費 3,000 円
 駐車場 5,000 円 駐車場2台目 5,000 円
 賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと
 期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年4月16日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

賃貸人(甲) 住所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏名 株式会社横田ハウジング

賃借人(乙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 江原久美子

連帯保証人(丙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 実印

※賃料振込先※ [REDACTED]

2019年9月吉日

物件名 Y's Precious I 101 契約者 江原 久美子 様

消費税率の変更に伴うお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月より施行される、消費税率の変更に伴うお知らせです。

・消費税率について10月から家賃の消費税率が10%になります。

(現家賃) 8%時の家賃

163,000円 (税込)

(変更後家賃) 10%時の家賃

166,000円 (税込)

・消費税率の変更時期

2019年11月分家賃(10月末にお支払い頂く家賃)から

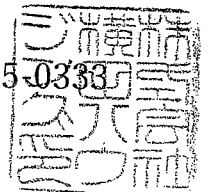
適用となります。

自動引き落としの手続きをされてる方は、金額の変更手続きもお願いいたしま

す。

ご不明点等ございましたら当社までご連絡をお願いいたします。

(株) 横田ハウジング 048-575-0333



整理番号 89-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

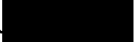
<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:○事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

支出年月日	令和3年 1月25日、2月26日、3月25日
支 出 額	<p style="text-align: center;">1 0 5 , 0 0 0 円</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 月額 50,000円×0.7×3ヶ月=105,000円)</p> <p>政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする</p>
使 途	2、3、4月分事務所賃借料
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 杉田 茂実 杉田

建物賃貸借契約書

賃貸人  (以下「甲」という) と賃借人杉田茂実 (以下「乙」という) は、次の通り建物賃貸借契約を締結した。

(建物賃貸借)

第1条 甲は、乙に対し、下記の建物 (以下「本件建物」という) を賃貸し、乙はこれを賃借した。

記

所 在 埼玉県熊谷市本町 1-181
 構 造 鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建て
 床面積 1・2階部分 264.3 m²

(期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間とする。
 ただし、甲乙の双方どちらかがの申し出がない限り、本契約は同一期間自動更新するものとする。

(賃料)

第3条 賃料は1ヶ月金50,000円とし、乙は、甲に対し、毎月末日までに翌月分を甲に銀行振込の方法で支払う。

(光熱費)

第4条 光熱費は、甲の住居 (3階部分) と乙の事務所の電気使用料を、甲が4割、乙の事務所が6割を支払うものとし乙は、甲に対し、毎月末日までに前月分を甲に銀行振込の方法で支払う。


(使用目的)

第5条 乙は、本件建物を事務所として利用し、他の用途に使用してはならない。
 2 前項に違反した場合、甲は、何らの催告を要せず本契約を直ちに解除することができる。

以上の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を所持する。

平成31年4月1日

賃貸人 (甲) 住所 
 氏名  

賃借人 (乙) 住所 埼玉県熊谷市小江川894番地
 氏名 杉田 茂実 

建物賃貸借契約変更契約書

平成31年4月1日付けで賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人杉田茂実(以下「乙」という。)との間で締結した建物賃貸借契約書(以下「原契約書」という。)の一部を次のように変更する契約を締結する。

(光熱費の変更)

第4条 原契約書第4条の光熱費は、「甲の住居(3階部分)と乙の事務所の電気使用料を、甲が4割、乙の事務所が6割を支払うものとし乙は、甲に対し、毎月末日までに前月分を甲に銀行振込の方法で支払う。」を「甲が令和2年9月18日より、3階部分を住居として使用していない為、令和2年10月8日より電気使用量請求書名を杉田茂実事務所杉田茂実に変更し、請求書金額を支払う。尚、変更手続にかかった日数分は甲が支払う。」に改める。

令和 2年 10月 7日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 埼玉県熊谷市小江川894番地

氏名 杉田 茂実 [REDACTED]

整理番号

90-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	令和3年 1月25日、2月26日、3月25日
支出額	84,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 月額 40,000円×0.7×3ヶ月=84,000円) 政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする
使途	2、3、4月分駐車場賃借料
支出先	株式会社オフィスナンバーワン

上記のとおり支出しました。

支出者名 杉田 茂実



90-2

駐車場賃貸借契約書

代理
株式会社オフィスナンバーワン

貸主

借主

杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町1丁目217番		

標記B 車種

車名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
-----------	----------------	--------------------	--

標記C 契約期間

始期	2019年1月1日	終期	2019年12月31日
----	-----------	----	-------------

標記D 賃料等

賃料	月額 40,000 円 (消費税込)		その他 ()	円
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日迄(翌月分前払)		
賃料等の 支払方法	振込	金融機関名		預金口座
		(フリガナ) 口座名義人		口座番号

標記E 管理人名

商号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代表者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階	電話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号		

標記F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

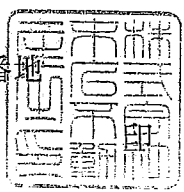
西暦 2019年 8月 1日 2019年1月より駐車場を借りていたが、集金から振込に変更した為 2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲) 代理 株式会社オフィスナンバーワン
 住所 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階
 氏名 代表取締役 日向 弘薫 048-522-1111

借主(乙)
 住所 埼玉県熊谷市本町1-181
 氏名 杉田茂実 事務次長 生年月日 [REDACTED]
 TEL (自宅) [REDACTED] 携帯 [REDACTED]
 勤務先名 [REDACTED] TEL 048-526-1313

緊急連絡先(担当者)
 住所 同上
 氏名 [REDACTED]
 TEL 048-526-1313

(媒介・代理)業者
 埼玉県知事(10)第10244号
 所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地
 商号 株式会社末広不動産
 代表者 代表取締役 日向 均



宅地建物取引士(自署押印)
 宅地建物取引士登録番号 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

(媒介・代理)業者
 国土交通大臣免許 () 第 () 号
 埼玉県知事免許 () 第 () 号
 所在地
 商号
 代表者

宅地建物取引士(自署押印)
 宅地建物取引士登録番号 () 第 () 号
 氏名
 印

駐車場賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

1 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

(賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

~~(敷金)~~ 第4条全文削除

~~第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。~~

~~2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。~~

~~3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。~~

~~4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。~~

~~5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。~~

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件をおいてはならない。

2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。

3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

(甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係わる公租公課を負担するものとする。

(甲の免責)

第7条 甲は、駐車場で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

(乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。

3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

(甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 標記Aに定める指定場所の変更
- 三 標記Eに記載した管理人の変更

(乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保全、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

- 2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。

整理番号 205

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	〔調査研究・政策立案活動費〕
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	〔広聴・広報活動費〕
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	〔経常的経費〕
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年7月25日	支出額	396 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車料金(事務所用)
----	------------

領収書等貼付欄

Times 駐車券↑
タイムズ24株式会社
久喜駅西口第2
駐車場
0120-70-8924

21-01-25 1-09015
09:37
精算01-25 14:20
駐車時間 4時間43分
駐車料金 440円
割引 0円
領収書
前払 0円
現金 440円
釣銭 0円
NO. 133812

⑤ 無所属県民会議 久喜支部

440 x 0.9 = 396.
政務活動費に使用可能
9/10 2, あ 31 円

ないこと。
が足りない場合は、別紙を使用すること。
(枝番)を付すこと。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 134

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和3年 1月25日	支出額	¥88,660 × 0.8 70,928 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所費 ・ 事務所賃借料 2月分 (¥88,000+¥660送料)
-----	--

領収書等貼付欄 無所属県民会議

店番	普通預金口座番号
リテール口座「くらしの通帳」	埼玉りそな銀行
普通預金 (兼総合口座)	西尾 隆 様
13	
14	
15	
16	
17	03-01-25 .送金 *88,660
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

6

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という) と借主 醍醐 清 (以下「乙」という) とは、次の条項に基づき貸室賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、甲の所有する埼玉県朝霞市本町二丁目1番1号 野口ビル101号室66㎡(約20坪)を乙の事務所として、次条以下に定める条件により乙に賃貸し、乙はこれを借り受ける。

第2条 この賃貸借契約の期間は、令和元年10月1日から令和4年4月30日までの3年7ヶ月間とする。(消費税改正時期にあわせ、これまで据え置いてきた家賃を見直し改正するもの)

第3条 本物件の賃料は、88,000円也(消費税を含む)と定め、毎月末に翌月分を支払うものとする。

第4条 契約期間中といえども甲の都合より本物件の明け渡しを求めたときは、乙は速やかにこれに応じるものとする。

第5条 乙は、自らの費用と負担にて設置したものについては、明け渡しの際自費をもって原形に復するものとする。

第6条 乙が甲の承認を得ないで次の行為をした場合、甲は本契約を解除することができる。契約が解除となった場合、乙は意義なく明け渡すこととする。

1. 本物件を第1条に定める目的以外に使用した場合。
 2. 本物件を他に転貸し、もしくは第三者に占有させた場合。
 3. 危険・不潔・騒音等管理上有害又は近隣の迷惑となる行為をした場合。
- 以上前三項に違背したときは、甲は乙に何らの通知・催告を要さないで本契約を解除できる。

第7条 本契約に定めない事項及び双方に疑義が生じた場合、甲・乙誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

本日、契約の証として契約書2通を作成し、各1通を所持する。

令和元年9月1日

貸主(甲)

住所

野口ビル
朝霞市本町2-1-1

氏名

借主(乙)

住所

朝霞市田島2-15-91

氏名

西是 醍醐 清

ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無 料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土 日曜・祝日	終 日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行のカード・通帳をご利用のお客さま

ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、お振替え、残高照会、通帳記帳、カードによるお振込み(※3)・税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
硬貨のお取り扱い 現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込		平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能
です。
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 ・平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資ご返済等の口座振替に充当されません。
・当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

手数料のご案内(消費税等込み)

振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて	
個人のお客さま向け	マイゲート (インターネットバンキング)	無 料		220円	
	コミュニケーション ダイヤル (テレフォンバンキング)	自動 音声	無 料	220円	
		オペレーター		440円	
ATM	カード (※1)	個人	無 料	110円	440円
		法人・個人 事業主(※4)	110円	220円	440円
	現金	すべてのお客さま	330円	330円	660円
窓口(※2)		550円		880円	
自動送金サービス		220円	330円	660円	
法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EB-MT/FD		無 料	330円	660円	
振込・送金組戻手数料		880円(※3)			

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号異なる支店と出張所の間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いいたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いいたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いいたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別にお振込みに応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業主のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行
RESONA

2019年10月1日現在

整理番号 135

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年 1月25日	支出額	¥33,220 × 0.8 26,576 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所費・駐車場賃借料 2月分 (¥33,000+¥220送料)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

店番 普通預金口座番号

リテール口座「くらしの通帳」 埼玉りそな銀行 [店番] [口座番号] 村

普通預金 (兼総合口座)

13									
14									
15									
16									
17									
18	03-01-25	.送金	*33,220	カズミカイツ	ハシモト				
19									
20									
21									
22									
23									
24									

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。

6

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新契約書

貸貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2020年2月1日 から 2022年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也	更新料	乙は更新時に新賃料の <u>2</u> ヶ月分 (税別) を甲に支払う。
内消費税	金 1,500 円也	更新手数料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払う。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産㈱とする。
敷金	金 [REDACTED] 円也	を既に預託済みである。	
保証金	金 [REDACTED] 円也	を既に預託済みである。	

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2019年 12月 5日

貸貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	埼玉県朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清 印		
	自宅TEL	048-456-0226	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐 清事務所		
	勤務先住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	勤務先TEL			
緊急時連絡先	住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	[REDACTED]
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐 清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己 印
 免許証番号 埼玉県知事 (8)第 13750 号
 宅地建物取引士 [REDACTED] 印
 登録番号 [REDACTED]

更新契約書

貸貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2020年2月1日 から 2022年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也	更新料	乙は更新時に新賃料の <u>2</u> ヶ月分 (税別) を甲に支払う。
内消費税	金 1,500 円也	更新手数料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払う。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産㈱とする。
敷金	金 円也	を既に預託済みである。	
保証金	金 円也	を既に預託済みである。	

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	未客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2019年12月5日

貸貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	埼玉県朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	自宅TEL	048-456-0226	携帯TEL	
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	氏名	醍醐清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 宅地建物取引士 [REDACTED]
 登録番号 [REDACTED]

ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円※
土曜・祝日	終日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行りそな銀行関西みらい銀行のカード・通帳をご利用のお客さま

ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、お振替え、残高照会、通帳記帳、カードによるお振込み(※3)・税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
現金のお取り扱い	現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込	平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能
です。
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 ・平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資返済等の口座振替に充当されません。
・当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

手数料のご案内(消費税等込み)

振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて	
個人のお振込み ※1	マイゲート (インターネットバンキング)	無料		220円	
	コミュニケーション ダイヤル (テレホンバンキング)	自動 音声	無料	220円	
		オペレーター			440円
ATM	カード (※1)	個人	無料	110円	440円
		法人・個人 事業者(※4)	110円	220円	440円
	現金	すべての お客さま	330円	330円	660円
窓口(※2)		550円		880円	
自動送金サービス		220円	330円	660円	
法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EB・MT/FD		無料	330円	660円	
振込・送金組戻手数料		880円(※3)			

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号が異なる支店と出張所の間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別に振込みに応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業者のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行

RESONA

2019年10月1日現在

整理番号 81

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年 1月26日(木)	支出額	202,411円
使 途	事務所家賃(2月3月4月分として) [224,901×90%=202,411] (有)シゲノ		

領収書等貼付欄

下心手数料 990円

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	030126	取扱店番号	068	機械処理番号	020180	銀行番号	
種別	09	店舗番号		口座番号			
お取引内容		手数料	お取引金額				
お振込			¥74,967				
お取引時刻		お取引後残高					
16:50		おつり		¥100			
武蔵野銀行 新座南支店 普通口座番号 1045342 受取人 1.シゲノ様 依頼人 ヒラマツタ イスケジ ムシヨ 様 振込日 03-01-26 振込金額 ¥74,637 振込手数料 ¥330 0126010							

印紙税申告納付につき大宮税務署承認済

武蔵野銀行

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	030304	取扱店番号	068	機械処理番号	030015	銀行番号	
種別	09	店舗番号		口座番号			
お取引内容		手数料	お取引金額				
お振込			¥74,967				
お取引時刻		お取引後残高					
09:14		おつり		¥33			
武蔵野銀行 新座南支店 普通口座番号 1045342 受取人 1.シゲノ様 依頼人 ヒラマツタ イスケジ ムシヨ 様 振込日 03-03-04 振込金額 ¥74,637 振込手数料 ¥330 0304001							

印紙税申告納付につき大宮税務署承認済

武蔵野銀行

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	030326	取扱店番号	028	機械処理番号	010266	銀行番号	
種別	09	店舗番号		口座番号			
お取引内容		手数料	お取引金額				
お振込			¥74,967				
お取引時刻		お取引後残高					
16:58		おつり		¥33			
武蔵野銀行 新座南支店 普通口座番号 1045342 受取人 1.シゲノ様 依頼人 ヒラマツタ イスケジ ムシヨ 様 振込日 03-03-26 振込金額 ¥74,637 振込手数料 ¥330 0326026							

印紙税申告納付につき大宮税務署承認済

武蔵野銀行

1/26
手数料 330円

3/4
手数料 330円

3/26
手数料 330円

⑤ 平松大佑

住宅賃貸借契約書

貸主 有限会社シゲノ (以下「甲」という。) と借主 平松 だいすけ (以下「乙」という。) は、

この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野島 マンション 1階 103号室		
	所在地	(住居表示) 〒352-0034 埼玉県新座市野寺2-8-48 (登記簿)		
	構造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他(コンクリートブロック) /瓦葺、スレート葺、亜鉛メッキ鋼板葺、セメント瓦葺、陸屋根、その他() / (4)階建/全()戸		
	種 類	マンション・アパート・戸建・()	新築年月	1985年 10月
住戸部分	間取り	() LDK・DK・K・ワンルーム	床面積	230㎡
附属 施設	自転車置き場	含む・含まない		
	駐車場	含む・含まない		
		含む・含まない		
		含む・含まない		
		含む・含まない		

頭書(2) 契約期間

2019年 5月 1日 から	2021年 4月 30日まで (2年間)
----------------	-----------------------

頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 54,500円	消費税 (8%)	月額 4,360円	家財保険料	2年間	円
敷 金	(賃料 ヶ月) 円	礼 金	(賃料 ヶ月) 円	駐 車 場 (2台)	月額	13,352円
駐車場消費税 (8%)	1,068円					
その他の条件						
貸与する鍵	鍵No					
	本 数			本		本
賃料等の支払時期						
賃料等の支払方法	> 振 込					
	> 持 参	持 参 先				
	> 口座引落	委託会社名				

頭書(4) 借主、緊急連絡先及び入居者

借主氏名	
緊急連絡先	(自 宅) 〒
	(勤め先)
	(携 帯) TEL

入居者名	年齢	続柄	入居者名	年齢	続柄

頂書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社 シゲノ
	住所 埼玉県新座市野寺 2-8-48 電話 048-479-6414

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL ()

賃貸不動産管理業協会会員番号	<small>※賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載</small>
----------------	---------------------------------------

管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士：登録番号) <small>※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載</small>
-------	--

※貸主建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頂書(6) 更新に関する事項

本契約の更新に際して、新賃料の1.08ヶ月分を更新料として乙は甲に支払うものとする。

頂書(7) 特約事項

1. 乙は本物件引渡時に借用した本物件の鍵を返還時まで責任を持って保管する。万一、借用中の鍵を紛失した場合は乙は自己の負担にて交換する。
2. 乙は退去時にルームクリーニング代を負担しなければならない。
3. 乙が賃貸保証会社の保証を利用した場合、契約期間中にその保証会社が倒産等により保証業務が履行不可能になった場合は新たに連帯保証人を選任するか、他の保証会社と保証委託契約を締結しなければならない。
4. 乙は、税制変更が施行された場合は増税分は負担する事。
5. 事務所使用認む。
6. 更新時増税分は差額分は乙が負担する事。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主及び借主、媒介会社(有限会社)記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月30日

甲・貸主	氏名	有限会社 シゲノ	TEL 048 (479) 6414
	住所	埼玉県新座市野寺1-3-18 2-8-48 野島ビル	
乙・借主	氏名		TEL
	住所		
連帯保証人	氏名		TEL
	住所		
保証機関			

		A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	みなみかぜ		商号又は名称	
	代表者の氏名	内田 伸一		代表者の氏名	印
	主たる事務所所在地・TEL	東京都東久留米市東本町13-14 042-420-4622		主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(1)第101223号		免許証番号	()第 号
	免許年月日	平成29年10月13日		免許年月日	年 月 日
説明をする宅地建物取引主任者	氏名			氏名	印
	登録番号			登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	みなみかぜ 東京都東久留米市東本町13-14 042-420-4622		業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

ino98-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和3年1月27日 / 令和3年3月1日 令和3年3月29日
支出額	331,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 按分率 85% 130,000 × 0.85 = 110,500 (按分した場合の積算方法 110,500 円 × 3ヶ月 = 331,500)
使途	事務所賃借料(1、2、3月分)
支出先	リヨン

上記のとおり支出しました。

支出者名

井上航



整理番号 100-99-1


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	--

支出年月日	令和3年1月27日 / 令和3年3月1日 令和3年3月31日
支出額	42,075 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 按分率85% 165,000 × 0.85 = 140,250 円 (按分した場合の積算方法 140,250 円 × 3ヵ月 = 420,750 円)
使途	来客時等駐車場賃借料(1.2.3月分)
支出先	リゾン

上記のとおり支出しました。

支出者名 井上航 

整理番号	111
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	3年/月/27日	支出額	5,000 × 0.9 4,500 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動用車両駐車場代金
-----	--------------

領収書等貼付欄	無所属県民会議
---------	---------

店番 □口座番号 [REDACTED]	無所属県民会議 白岡支部様 普通預金通帳 [REDACTED]
埼玉りそな銀行	



RESONA

摘 要	お支払金額	お預り金額
[REDACTED]		
03-01-27 振替	*5,000	SMBC(カリビト)


※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、「〇〇代とし」など何にも記載しにくい場合は、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

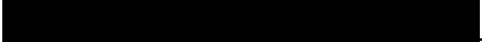
駐 車 契 約 書


パークシティ白岡全体管理規約（以下「規約」という。）第14条にもとづき、パークシティ白岡の区分所有者共同の利益のために管理者パークシティ白岡全体管理組合（以下「甲」という。）は、岡重夫（以下「乙」という。）と後記表示駐車場棟（以下「駐車場」という。）の利用を目的とする駐車契約を締結する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

2019年6月21日


甲 埼玉県白岡市小久喜675番地の1
パークシティ白岡全体管理組合
理事長 

駐車場番号  番

乙住所 埼玉県白岡市小久喜675-1
(A・B・C)棟 パークシティ白岡B706
706号室区分所有者
氏名 岡重夫  印

サイズ (A ・ B ・ C ・ D ・ 軽)

車 名 トヨタ プリウスα

車両登録番号 

第1条 甲はその管理にかかる駐車場の上記指定位置に、乙の上記自動車を駐車させる。但し、指定位置に駐車可能なサイズ（付属物等を含む）は、次の数字以下とする。

サイズ	車高 (mm)	車幅 (mm)	全長 (mm)
A	2,100	1,700	5,000
B	2,100	1,700	4,800
C	2,100	1,700	4,670
D	2,100	1,800	5,000
軽	2,100	1,700	4,200

第2条 前条の駐車料金（以下「駐車場使用料」という。）は自動車1台分月額金 5,000 円也とする。
2. 乙は本契約締結と同時に前項の駐車場使用料は、パークシティ白岡棟別管理規約第68条に従い、甲または甲の指定する者に支払うものとする。但し、1ヶ月未満の駐車場使用料は日割計算による。
3. 駐車場施設の改善、または租税公課の増徴、物価の騰貴等により第1項の駐車場使用料が不当になったときは、甲は契約期間中であっても乙に対して規約第53条にもとづき、駐車場使用料を改定することができる。

第3条 乙は駐車場を乙の上記自動車の駐車のみを使用し、それ以外の用途に供しない。

2. 乙は別に定めるパークシティ白岡全体使用細則ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。

第4条 乙は駐車に関する乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

2. 乙は、乙の所有する住宅部分を譲渡または貸与する相手方が同居する家族であるときは、規約第14条にもとづき駐車場を甲と新たに駐車契約することにより使用することができる。

3. 乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。
4. 前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

2. 乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第7条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第8条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第9条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規約に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第10条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに依らず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第11条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第12条 本契約期間は、~~2020年12月31日~~ 月 日 から 2020年12月31日 日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~2~~ 月 日前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。本契約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第13条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。